

ばんどう未来ビジョン第3期戦略プラン
2026-2029
(案)

目次

第1部 序論

1	計画策定の趣旨	1
(1)	背景	1
(2)	計画の位置付け	1
2	計画の構成と期間	1
(1)	計画の構成	1
(2)	計画の期間	2
3	社会情勢と本市への影響	3
(1)	人口構造の変化・少子化の進展	3
(2)	安全・安心意識の高まり	7
(3)	グローバル化の進展と地域間競争の激化	8
(4)	外国人との共生	9
(5)	市民協働によるまちづくりの進展	10
(6)	科学技術の進歩及びデジタル化の発展・普及	10
(7)	持続可能な社会の構築	11
(8)	持続可能な行財政に関する課題	12
4	本市の概況	13
(1)	位置・地勢	13
(2)	人口・世帯	14
(3)	人口動態	16
(4)	産業・観光	19
(5)	財政	22

第2部 長期ビジョン

1	長期ビジョンの策定方針	27
2	目指すべき将来都市像	28
3	まちづくりのテーマ	30
(1)	ひとづくり	31
(2)	暮らしづくり	32
(3)	都市づくり	33
(4)	仕事づくり	34
4	人口ビジョン	35
(1)	人口ビジョンとは	35
(2)	将来人口の推計	35
(3)	将来人口の目標	36
5	土地利用構想	37
(1)	現況と課題	37
(2)	土地利用構想	39
6	土地利用構想図	42
7	坂東市土地利用基本計画（素案）	43

第3部 戦略プラン

1	戦略プラン策定方針	46
(1)	策定の趣旨・方針	46
(2)	第2期戦略プランからの変更点	46
(3)	第3期戦略プランの特色	46
2	戦略プランの構成と期間	48
(1)	戦略プランの構成	48
(2)	戦略プランの期間	48
3	進捗管理及び評価	49
(1)	戦略プランの進捗管理	49
(2)	施策評価及び事業評価	50
4	市民意識調査等の実施	51

(1) 市民意識調査の概要.....	51
(2) 調査から見た本市の強み・弱みの分析.....	52
5 目指すまちの姿と4つのテーマ	53
「ひとづくり」戦略プラン	54
「暮らしづくり」戦略プラン	63
「都市づくり」戦略プラン	74
「仕事づくり」戦略プラン	86

第1部 序論

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

本市は、都心から50km圏内に位置し、豊かな自然や農業に適した平地、肥沃な土壤、良好な自然環境に恵まれた田園都市です。

2010年代中期以降、日本全体において、急速に進展している人口減少や少子高齢化は、本市においても深刻な問題となっており、最重要課題となっています。長期的な展望のもとで、このような変化に対応するため、平成29(2017)年に、「ばんどう未来ビジョン」を策定し、その中で今後20年間の方向性を示した「長期ビジョン」及び、4年間の施策の方向性を示した「第1期戦略プラン」を策定しました。また、令和3(2021)年には、第1期戦略プランの内容を見直した第2期戦略プランを策定しました。

第2期戦略プランの策定から4年が経過し、少子高齢化のさらなる進展、デジタル(AI)技術の社会実装、外国人の方の増加等に伴う対応、自然災害の頻発、激甚化など、様々な課題が生じています。

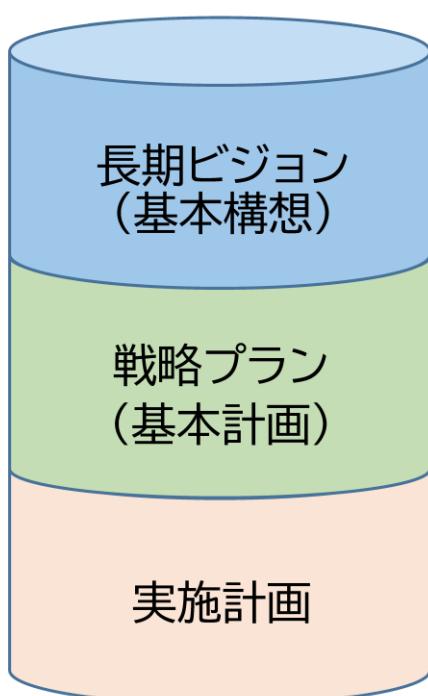
このような複合的な課題を計画的に対応し、的確に社会経済情勢を踏まえた「持続可能な都市づくり(確かな未来)」を進めるため、長期ビジョンの時点修正と、第3期戦略プランの策定を行います。

(2) 計画の位置付け

ばんどう未来ビジョンは、長期ビジョン及び戦略プランから構成され、本市の市政運営における総合的な指針であり、最上位計画に位置付けるものです。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成



①長期ビジョンとは

本市の20年後を展望した将来都市像と、まちづくりの基本的な考え方を示したものです。

②戦略プランとは

長期ビジョンで示した将来都市像を実現するための方針を定め、取り組むべき課題や市長政策など、特に重点的に推進すべき施策の推進を図ります。

③実施計画とは

戦略プランで定める方針に基づく個別事業の進捗状況を明確にするため、定期的な進捗管理・見直しのもと、効果的な事業の推進を図ります。

また、具体的な目標の設定など計画的に毎年度進捗管理を図ります。

(2) 計画の期間

長期ビジョンは、平成29年を初年度として、令和19(2037)年を目標年度とします。

戦略プランは、市長の任期や急激な社会環境の変化に対して、より機動的に対応できるよう4年間を1期とします。

第3期戦略プランの期間は令和8(2026)年から令和11(2029)年までの4年間です。

計画策定年度

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
長期ビジョン		20年																				
戦略 プラン	第1期		第1期 4年																			
	第2期					第2期 4年																
	第3期							第3期 4年														
	第4期								第4期 4年													
	第5期									第5期 4年												
実施計画		(毎年度改定)																				

3 社会情勢と本市への影響

(1) 人口構造の変化・少子化の進展

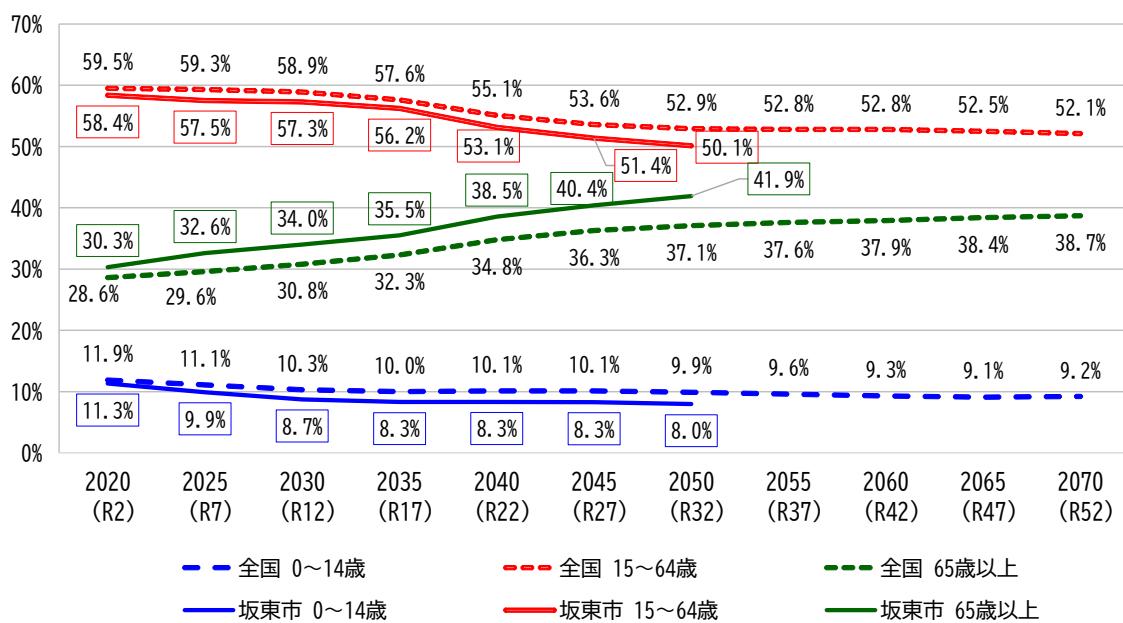
日本の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年推計)において、将来の人口は、令和12(2030)年の1億2,012万人を経て、令和52(2070)年には8,700万人と見込まれています。(中位推計(出生中位死亡中位)による試算)

高齢化率は、令和2(2020)年では28.6%となっており、令和52年には38.7%に達すると見込まれています。今後、急激な人口減少が予想され、年少人口や生産年齢人口は大幅に減少する中で、約2.5人に1人が65歳以上になるという急激な人口構造の変化が推計されています。

また、合計特殊出生率は、戦後以降は下降の一途を辿っており、令和6(2024)年は、1.15(前年比0.05ポイント低下)となっています。

本市についても、令和32(2050)年時点で少子化、高齢化が国平均を上回り、特に高齢化率は令和32年で約42%になると予測されます。なお、高齢化率は近隣自治体もほぼ同水準になると予測されています。

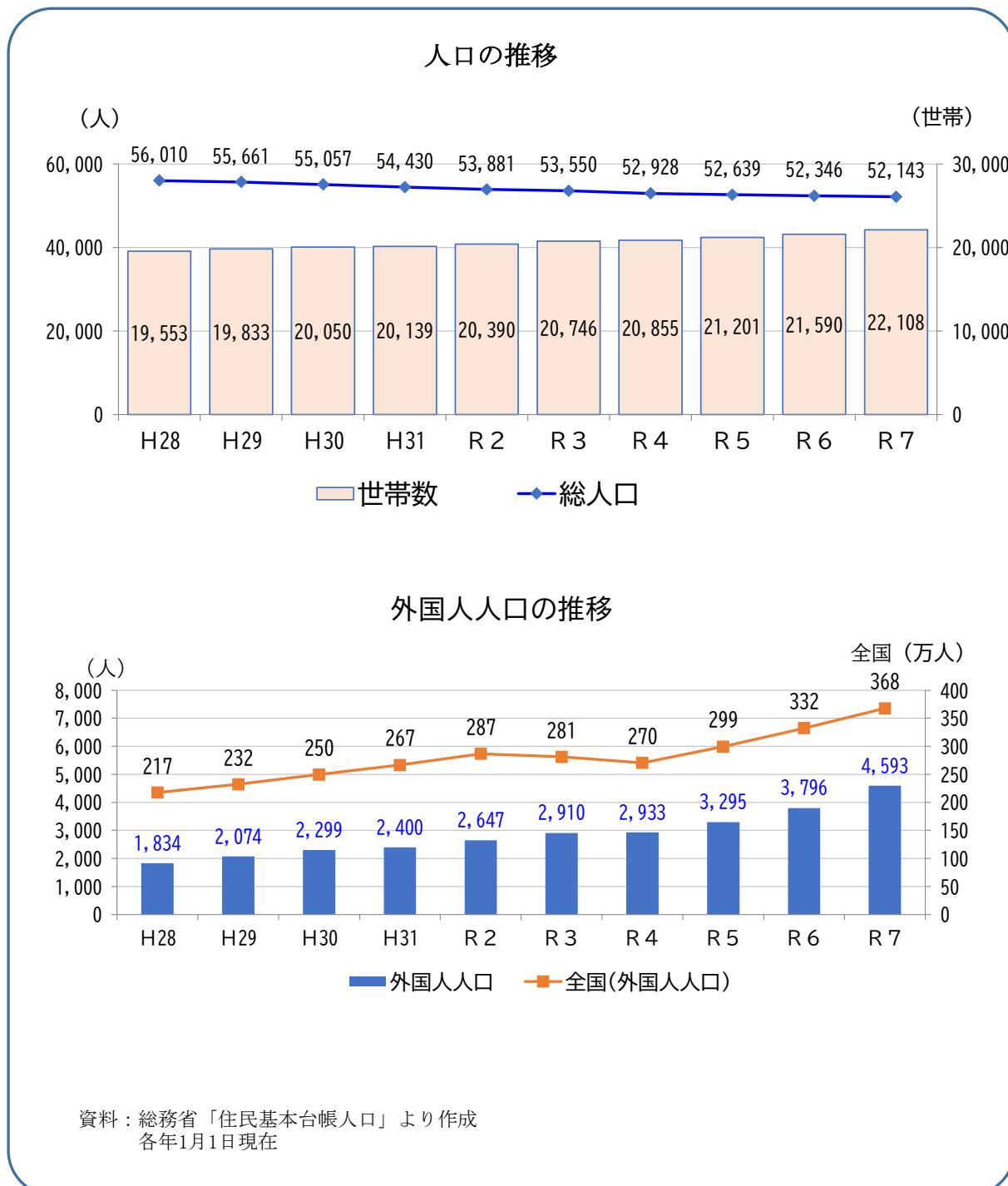
国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（令和5年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所
全国は「日本の将来推計人口」
坂東市は「日本の地域別将来推計人口」
(令和32年までの推計) より作成
各年10月1日現在

人口の推移をみると、総人口は減少していますが、世帯数は増加傾向となっています。

また、外国人人口は年々増加しており、令和7(2025)年には4,593人と前年と比較し、約800人増加しています。国全体の外国人人口の動向と比較すると、国よりもやや外国人の増加率が高くなっています。

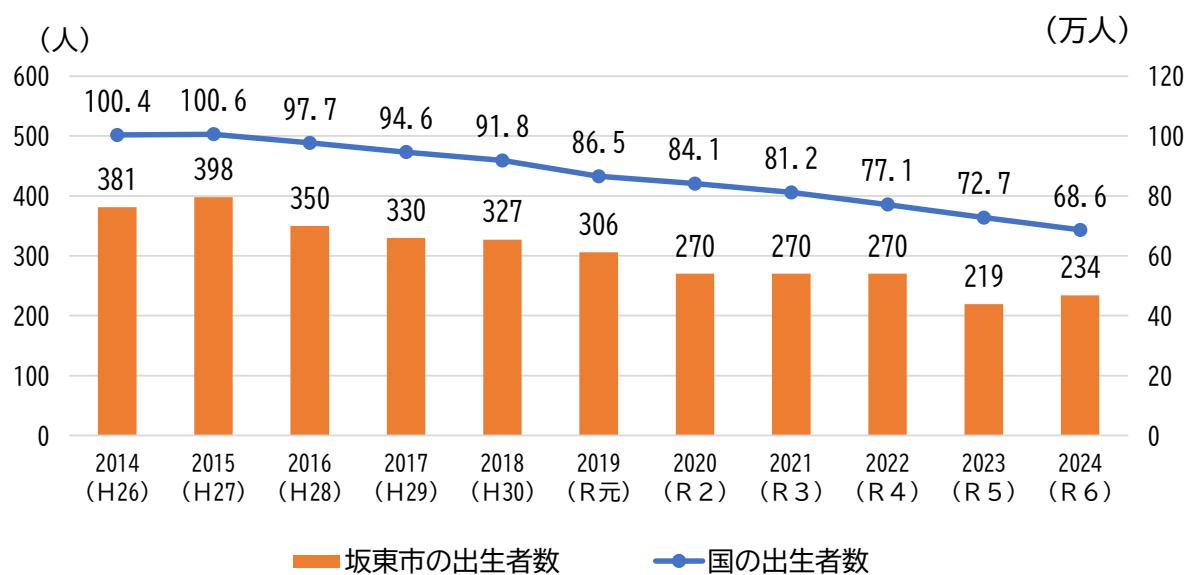


少子化は、多くの先進国でも急速に進展しており、平成27(2015)年には年間出生数が100万を超えていましたが、平成28(2016)年以降、急速に減少し、令和6年には約69万人に減少しています。

その理由としては、出生数が非常に多かったいわゆる団塊ジュニア世代(昭和46(1971)～昭和49(1974)年)の高齢化や、ライフスタイルの変化に伴う未婚化、晩婚化による出生率の低下が原因と言われています。

本市においても、出生数は平成27年には398人でしたが、令和6年には234人に減少しており、国内の状況と同様に少子化が進んでいます。

出生数の推移(全国・坂東市)



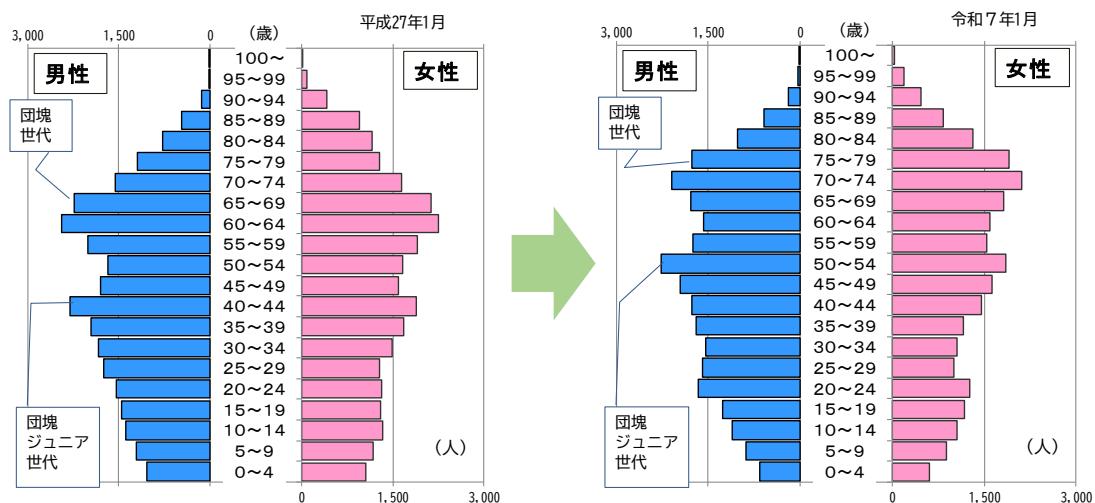
資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成、外国人も含む

平成27年と令和7年の本市における人口の年齢構造を比較してみると、0～14歳の人口割合が減少する一方で、65歳以上の人口割合が増加しています。

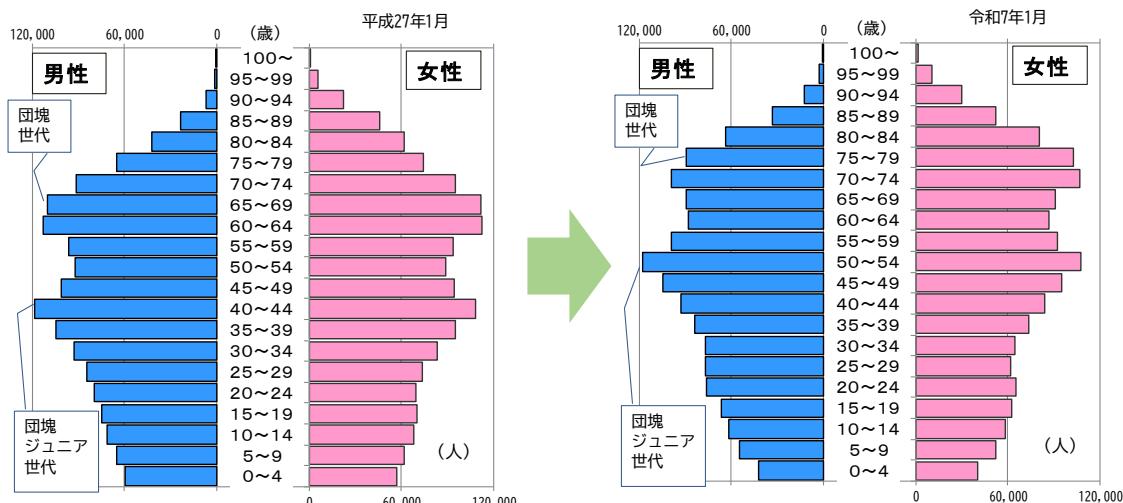
また、65歳以上の高齢者における人口割合をみると、75歳以上の後期高齢者的人口割合が増加しており、着実に少子化と高齢化が進行しています。こうした変化は、学校の将来設計や介護・医療サービスの需要のあり方に影響を及ぼします。

なお、県全体の人口の年齢構造をみても、傾向は本市とほぼ同様で、少子化と高齢化が進行しています。

坂東市における人口の年齢構造の変化
(平成27年1月)



(参考)茨城県における人口の年齢構造の変化
(平成27年1月)



資料：総務省「住民基本台帳人口」
より作成

このような目まぐるしく変化する社会情勢において、国ではすべての子どもや若者が、将来にわたって幸せに暮らせる社会を実現するため、令和5(2023)年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として、「こども基本法」が施行されました。同法ではこども施策の基本理念、こども大綱を閣議決定し、すべての子どもや若者が幸せに成長し、暮らすことができるよう、社会全体で暮らしていく仕組みづくりを推進しています。

また、同時期にこども家庭庁が令和5年4月に創設され、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」に向けた取り組みが推進されています。

(2) 安全・安心意識の高まり

近年、大規模地震や異常気象による自然災害の頻発・激甚化に加え、特殊詐欺やSNS等を通じた窃盗、強盗事件など、これまでにない犯罪様態の事件等により、市民の安全・安心への関心が高くなっています。

本市においても、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成27年の関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊などの教訓を通じ、安全・安心に対する意識が高まり、地域における助けあい、支えあい意識の向上、防災力・防犯力の強化が求められています。

これらの災害を受け、平成31(2018)年3月に坂東市総合防災マップを改訂し、全戸配布を行うとともに、毎年度地区単位での防災訓練を実施し、市民の防災意識の向上と安全確保に努めるとともに、地域における防災力、防犯力の強化を図っているところです。

また、近年の特殊詐欺や悪徳商法などに対応するため、引き続き防災ラジオ等による情報発信の強化を図る必要があります。

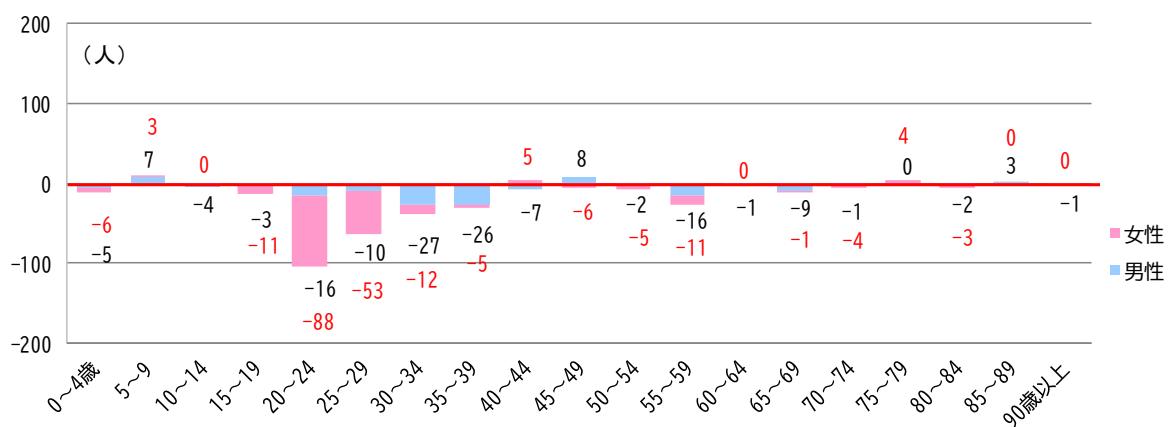
(3) グローバル化の進展と地域間競争の激化

交通・輸送手段や通信機能の多様化・高度化により、ヒト・モノ・カネ・情報の流れが活発化し、国や地域を越えて互いの経済や暮らしに大きな影響を与えるなど、グローバル化が進展しています。

このような中、我が国では、少子・高齢化社会においても活力ある地域社会・経済を維持することを目指し、地域間や自治体間において、ヒト・モノ・カネ等の獲得競争が激しくなっています。

特に、近年では、自治体間で子育て世帯を子育て支援施策の充実により誘致することが多くなりました。本市では、40歳未満人口の転出超過に歯止めをかけるため、「坂東市子育て世代定住促進奨励金」「坂東市奨学金返還支援補助金」などの支援策を行っています。これに加え、他地域との差別化と魅力ある地域づくりによる「移住・定住」施策として、企業誘致等による安定した雇用の創出等により「職住近接」のまちづくりを進めています。

坂東市における転入超過数(令和6年)



資料： 総務省「住民基本台帳移動報告」より
作成

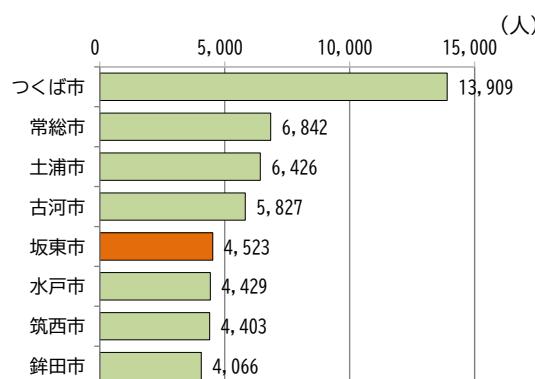
(4) 外国人との共生

グローバル化等の進展や、コロナ禍の影響から脱却し社会経済活動が再開したこと等により、外国人の人口は急激に増加しています。これらの変化に伴い、互いを理解し、認め合うことが必要であることから、多文化共生や多様な個性、人権に対する理解が求められています。

本市においては、近年、外国人人口が急増しており、令和7年1月時点で、県内の市部で比較した場合、外国人人口は5番目に多く、総人口に占める割合は県内で3番目に高くなっています。多くの方が社会の担い手(労働力)となっている状況下において、多様な価値観や多文化共生の観点を勘案するとともに、秩序ある地域共生社会のため、地域での生活、暮らしに必要な事項について理解を深める取り組みも必要となっています。

外国人人口の人数・割合(県内市部で高い順)

外国人の人数の多い順



総人口に占める外国人人口割合の高い順



資料：総務省：「住民基本台帳人口」より作成 令和7年1月1日現在

(5) 市民協働によるまちづくりの進展

これまでのまちづくりは行政が中心となり、その機能を担ってきましたが、その範囲が広範となり過ぎたこと、市民のニーズが急速に多様化・複雑化したこと等により、行政が直接提供するサービスのみでは十分な対応が困難となっています。

また、核家族化や非定住化の進行、「個」の考え方への強まりにより、これまで機能してきた地域コミュニティが徐々に衰退しているという現状もあります。

本市においては、平成17(2005)年の旧岩井市・旧猿島町の合併から20年が経過する中、よりしなやかで地域経済が循環する活気のあるまちをつくるために、より一層の「協働・共生」によるまちづくりの推進が求められます。

今後は、地域課題や市民のニーズに対し、地縁団体や企業・NPOなどと連携した「市民協働によるまちづくり」による解決を図っていく必要があります。

また、これらを円滑に進めるためには、引き続き市民協働の担い手育成を始め、市民団体や企業との連携強化、市民活動のマッチングなど、各種施策の充実が求められます。

(6) 科学技術の進歩及びデジタル化の発展・普及

近年、IoT(Internet of Things／モノのインターネット)の進展により、あらゆるものがインターネットに接続されるとともに、データ収集や分析をリアルタイムで行うようになりました。

また、国では第5期科学技術基本計画の中で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会としてSociety5.0が提唱されています。まちづくりにおいても、今後、交通、医療・介護、農業、防災、エネルギー等の多岐にわたる分野において先端技術を取り入れることで、Society5.0の実現を目指すことが求められています。

本市においては、SNS等を活用し、Instagram、YouTube、公式LINE、坂東ちゃんねるなど、幅広い情報のリアルタイム発信に努めてまいりました。また、情報メール一斉配信サービス等も実施しています。

今後は、国が定める「自治体DX推進計画」に掲げる重点取組事項を着実に実施するとともに、行政手続きのオンライン化やAI・RPA等新たなツールの活用等により、住民サービスの向上、業務効率化・業務改善をより一層推進していくことが求められます。

(7) 持続可能な社会の構築

SDGsとは、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)で構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境等に関する課題に対する取組が示されています。

日本においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が示されるほか、SDGs推進のための具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」が毎年度策定されています。

また、令和2年に、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

更に、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取組が不可欠であるとされています。

本市においては、令和2年に「持続可能な開発目標(SDGs)の推進に関する基本方針」を策定しました。

「地方創生」として、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたっての成長力の確保と誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりに向けた取組をより一層推進する上で、SDGsの理念や手法を取り入れて戦略的に取り組んでいくことが重要かつ有効であると考えられることから、未来ビジョンで示された方針とSDGsの目指すゴール等を関連付け、一体的に推進することとしています。

また、国におけるカーボンニュートラルの方針を受けて、地球温暖化対策の推進に向けた人づくり・環境づくりを進め、令和2年7月にゼロカーボンシティの表明をするなど、CO₂削減につながる暮らし方や事業活動の周知等の活動などをおこなっています。



(8) 持続可能な行財政に関する課題

少子高齢化などに起因する人口構成の変化がより加速化する中で、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要となっています。

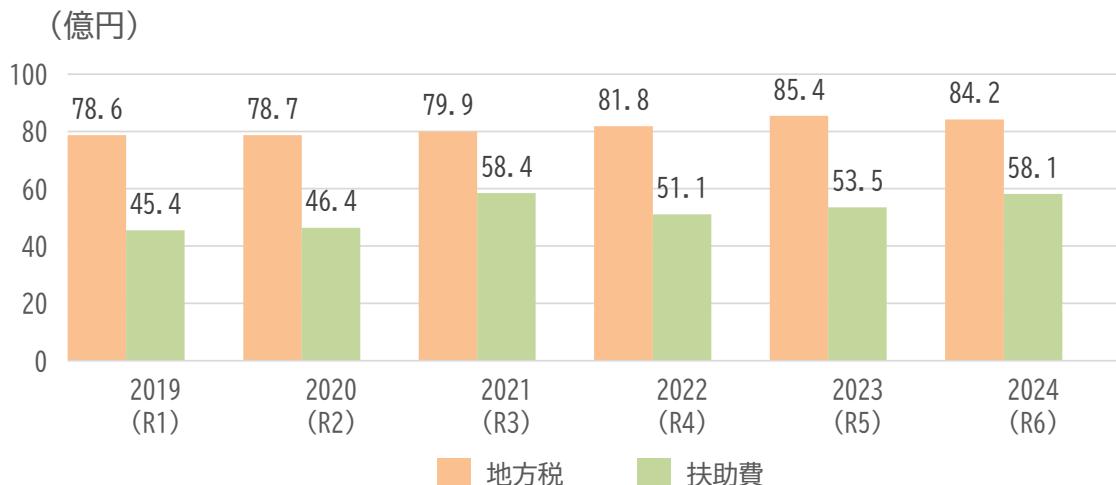
また、高齢化の進展等の理由により、扶助費(社会保障に関する費用)は毎年増加していますが、今後は生産年齢人口(15~64歳)の減による税収の減が懸念されるところから、財政規模の抑制に努めることが必要です。

加えて、特に高度成長期に整備された施設が一斉に更新の時期を迎えることから、市では令和6年9月に坂東市公共施設等総合管理計画の改訂を行い、その中で公共施設の管理に関する考え方や、更新の考え方に対する費用額を示しています。

本市においては、市税は近年増加傾向であり、令和6年は84.2億円となっています。

また、歳出面では扶助費が少しづつ増加している反面、投資的経費が減少しています。なお、令和3年度は扶助費が58億円と前年度と比較して多くなっていますが、新型コロナウィルス対策による費用が生じたことが理由となっています。

本市における市税及び扶助費の推移



4 本市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、茨城県の南西部、都心から50km圏に位置し、東は常総市、北に古河市と八千代町、西に境町、南に利根川を隔てて千葉県野田市に接しています。

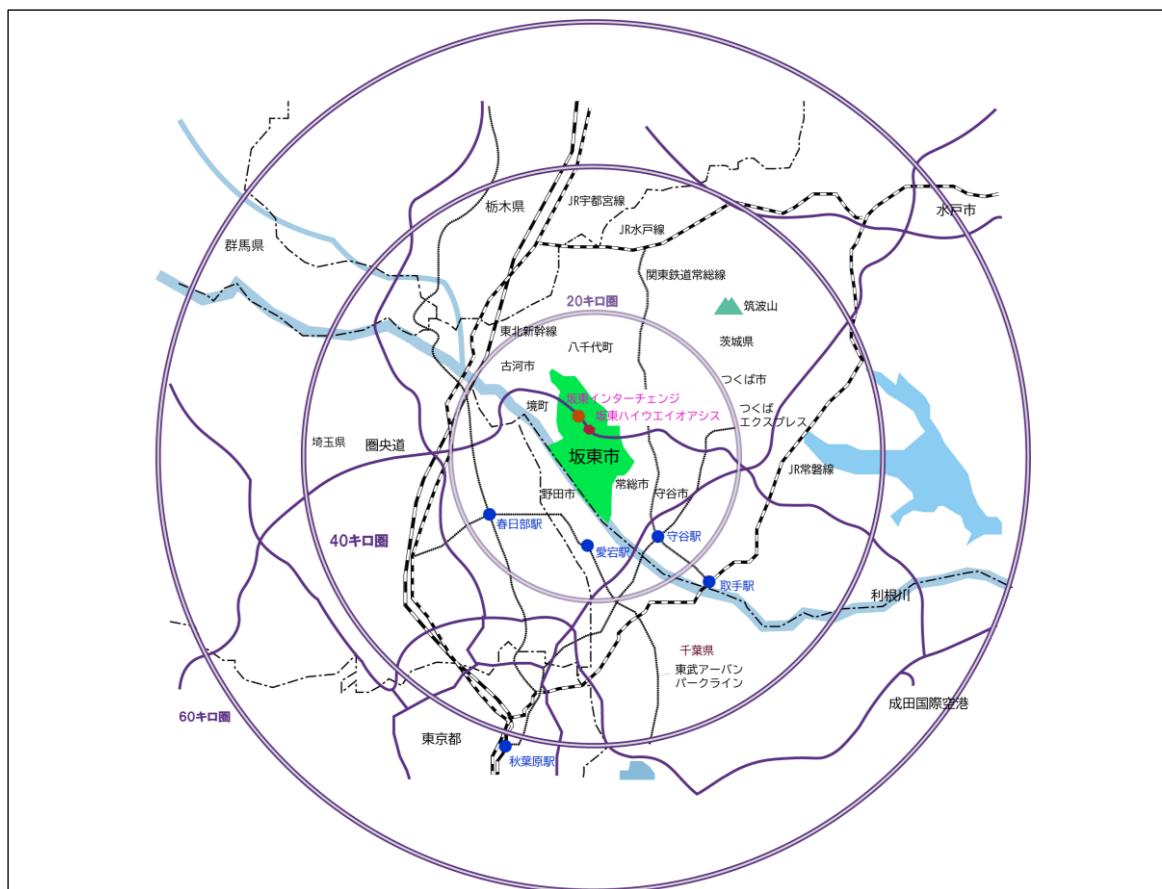
市域はおおむね平坦な地形で標高20m前後の猿島台地に立地しており、利根川とその支流沿いの低地部は水田に、山林を除いた台地部は宅地や畠として利用されています。

市の区域としては東西約12km、南北約20km、総面積は123.03km²となっており、そのうち約半分を農地が占めています。

利根川に架かる芽吹大橋、下総利根大橋により、千葉県・埼玉県方面からの茨城県の玄関口に位置しています。

市域すべてが首都圏近郊整備地帯に指定され、科学技術の先端が集積する筑波研究学園都市にも近接するなど、地理的な優位性を有しています。

平成29年2月には、市内に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の坂東インターチェンジが開通したことで、工業団地への立地も進んでいます。また、今後は圏央道の4車線化、坂東PAハイウェイ・オアシス、茨城県施行による新たな工業団地の整備が進むことで、更なる企業立地や交流人口の拡大が期待されています。



(2) 人口・世帯

①人口及び世帯数の推移

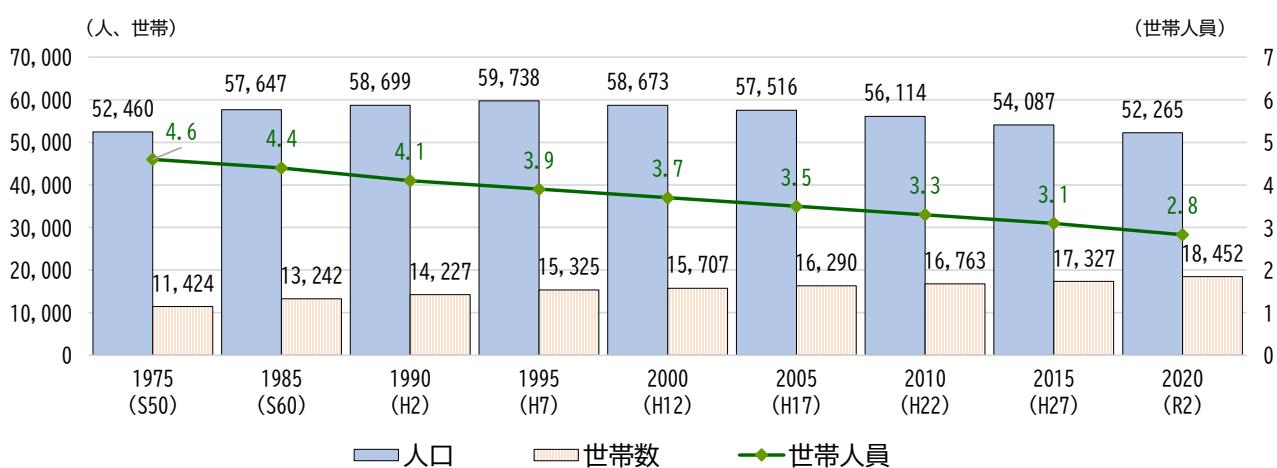
本市の総人口(平成17年以前は旧岩井市と旧猿島町の合算)は、平成7(1995)年をピークに減少傾向となっている反面、世帯数はやや増加傾向です。

直近の人口(令和7年10月1日現在常住人口)は、50,470人で、世帯数は20,202世帯です。

世帯人員は、1世帯当たり人員の減少がみられますが、本市の特徴として1世帯当たり人員が令和2年で2.8人/世帯と多く、県内でも5番目の高水準です。

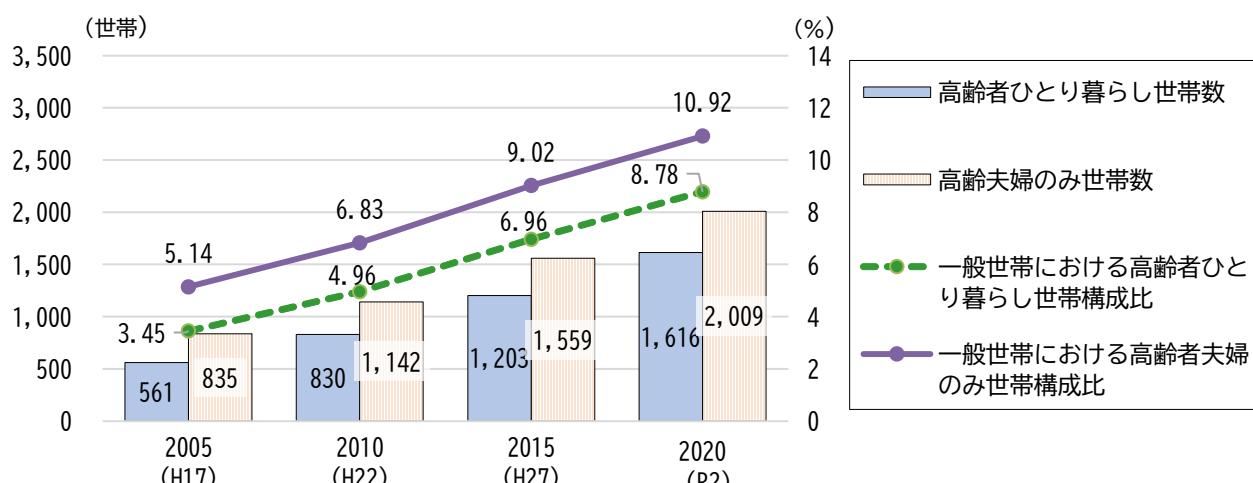
高齢者ひとり暮らしの世帯、高齢夫婦のみの世帯は増加しており、令和2年では、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢夫婦のみの世帯で、全世帯の約2割となっています。

人口・世帯数の推移(坂東市)



資料：総務省「国勢調査」より作成 各年10月1日現在

高齢者(ひとり暮らし・夫婦のみ)世帯数の推移(坂東市)



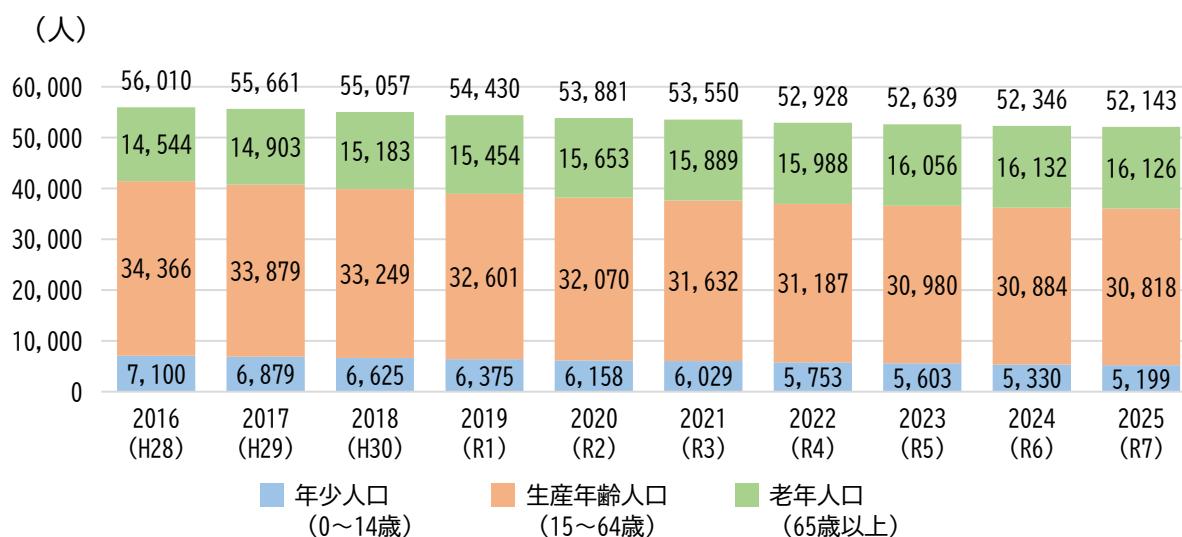
資料：総務省「国勢調査」より作成 各年10月1日現在

②年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向です。

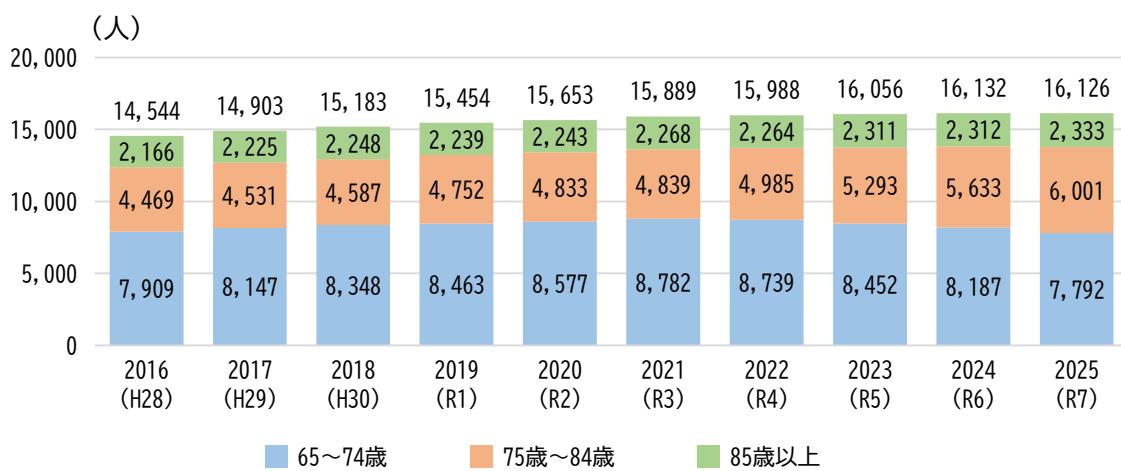
一方、老人人口(65歳以上)は増加傾向となっており、令和7年の老人人口の割合は、30.9%なっています。前期高齢者(65～74歳)が令和3年以降減少に転じる一方、75～84歳の人数が令和4(2022)年以降、大幅に増加しています。今後、75歳以上の人や、85歳以上の人気が増加することで、介護需要が当面の間、増加していくことが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移(坂東市)



資料：総務省「住民基本台帳人口」より作成 各年10月1日

高齢者人口の年齢別内訳(坂東市)



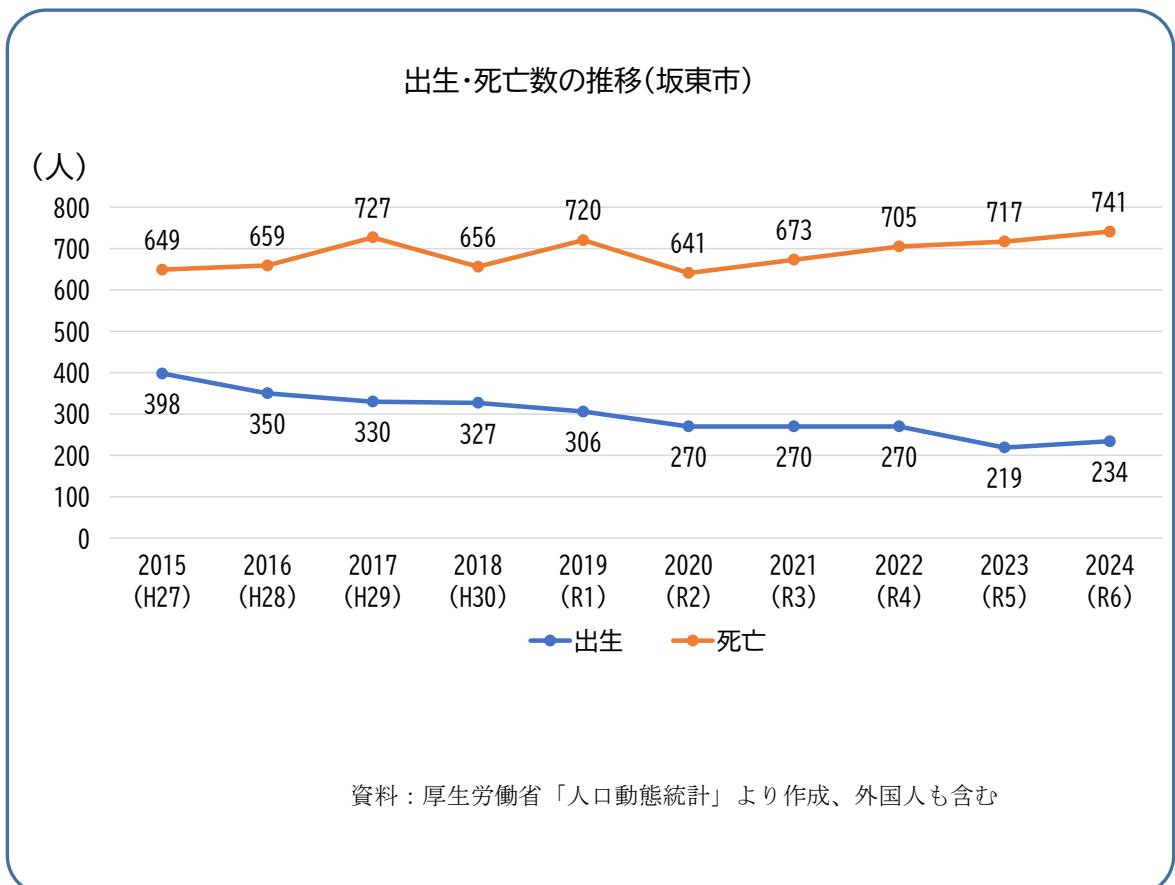
資料：総務省「住民基本台帳人口」より作成 各年10月1日

(3) 人口動態

①自然動態【出生・死亡】

出生数は、平成27年以降、減少傾向となっています。一方、死亡数は、おおむね600～750人程度で推移しています。

自然動態は、自然減が加速しており、平成27年は251人の減、令和6年は507人の減となっています。



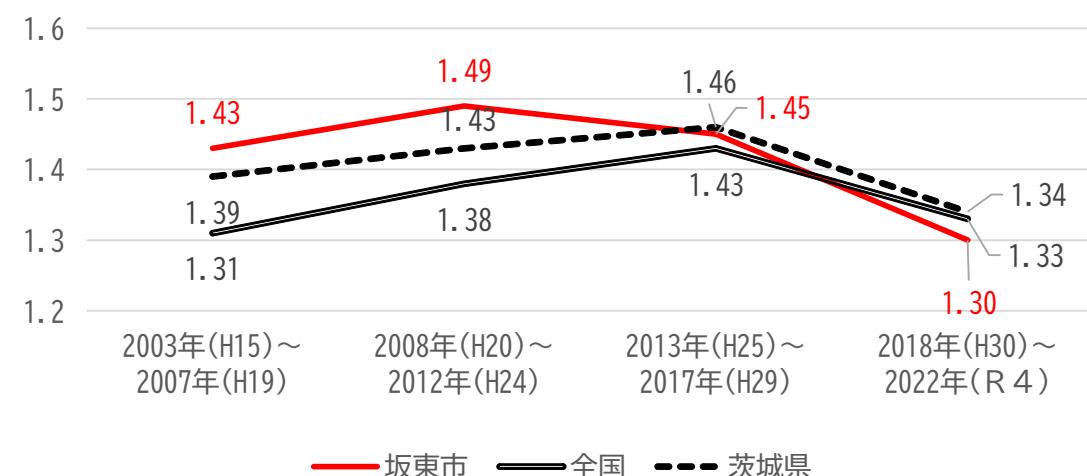
②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国・県とも平成20(2008)年からの5年間は、それ以前の5年間より本市、国・県とも増加しています。

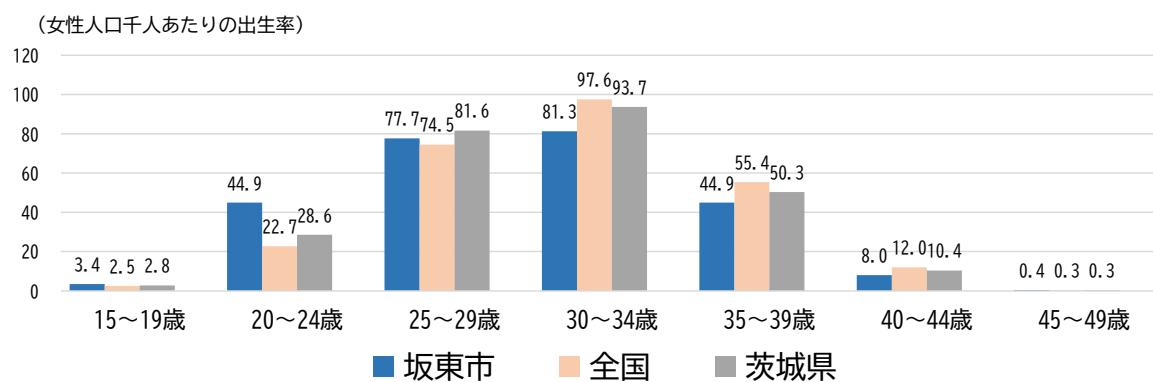
しかし、現時点では最新データとなる平成30(2018)年から令和4年の5年間では、国・県・本市とも大幅に合計特殊出生率が低下しています。

また、年齢別出生率でみると、本市では20～24歳の出生率が国・県より非常に高い反面、30歳以上の出生率が国・県より低くなっています。結果的に国・県の合計特殊出生率より若干低くなっています。

合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移



年齢別出生率(平成30年～令和4年)



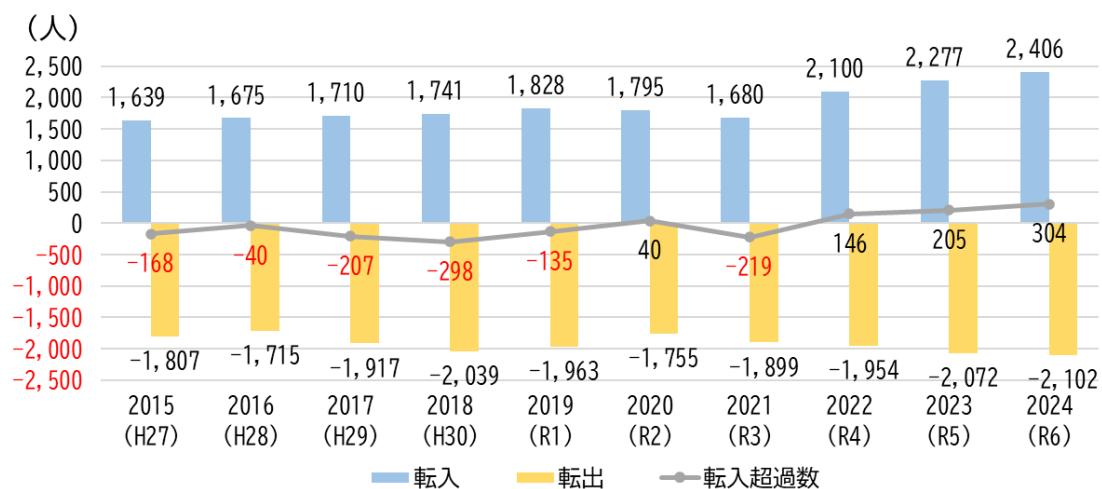
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊調査報告」より作成

③社会動態【転入・転出】

転入・転出者の推移をみると、転入と転出の差である社会増減については、令和2年に一度転入超過に転じましたが、令和3年以降、再び転出超過に転じ、令和6年には、309人の転出超過となっています。

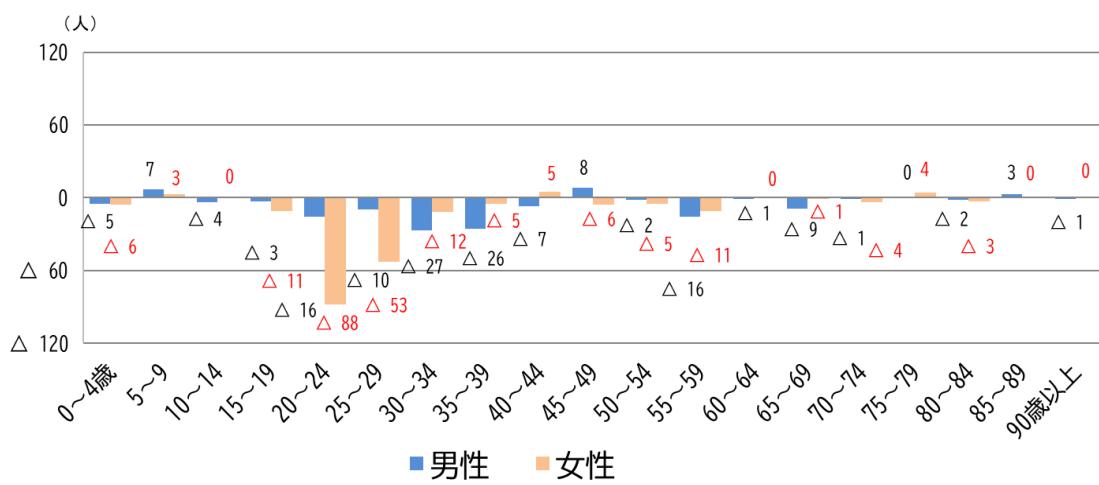
また、年齢別でみると、20～24歳の女性の転出超過数が88人、25～29歳の女性の転出超過数が53人と、20代女性の転出超過が多いのが特徴です。

転入・転出数の推移(坂東市)



資料：常住人口調査より作成

令和6年年齢別社会増減数(坂東市)



資料：総務省「住民基本台帳移動報告」より作成

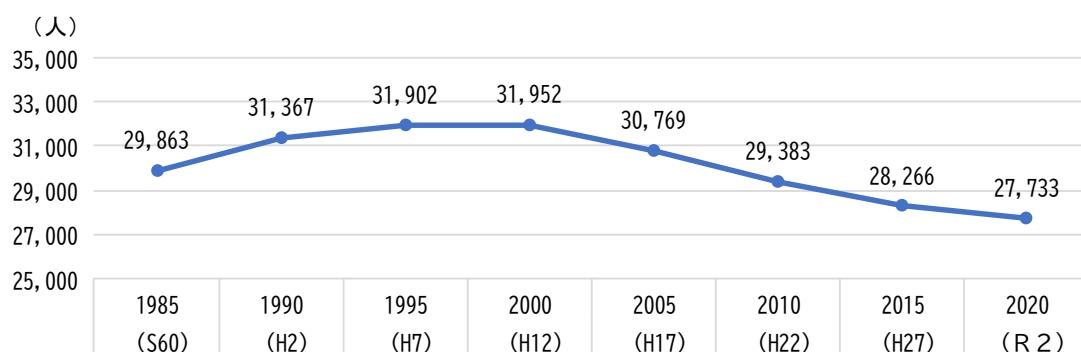
(4) 産業・観光

①産業分類別就業人口の推移

本市の産業別の就業者人口は、令和2年では第一次産業が10.6%、第二次産業が37.9%、第三次産業が51.4%となっています。第一次産業の就業者の比率は平成2年から20年間で半減し、現在は全体の1割程度となっています。

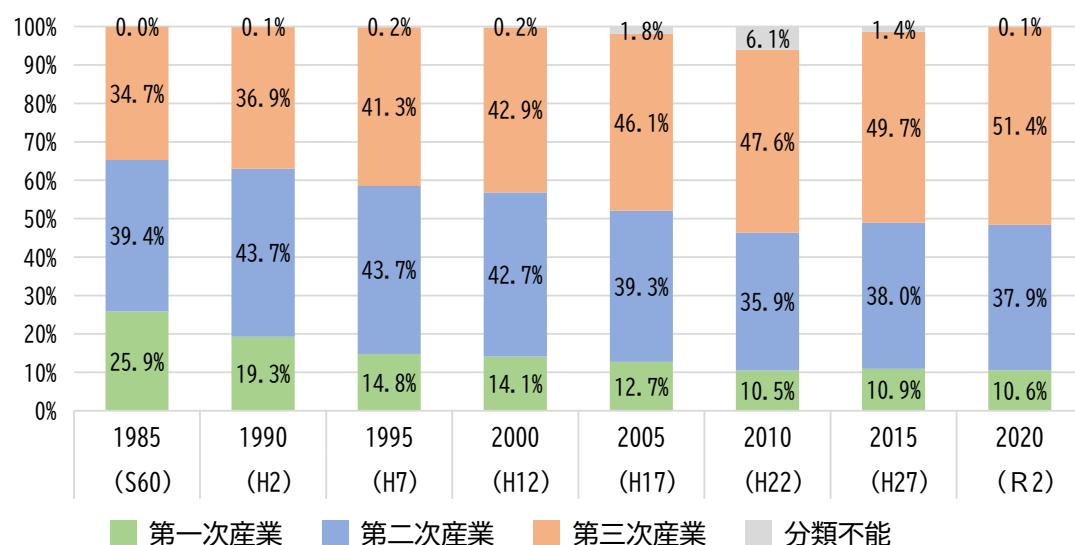
就業者人口が減少したことによる活力の低下や、農業の担い手の不足が懸念されます。

産業別就業人口の推移(坂東市)



資料：総務省「国勢調査」より作成

産業別就業人口の割合(坂東市)



資料：総務省「国勢調査」より作成

②経済活動別市内総生産

市内の総生産額をみると、製造業が約4割を占めており、市の産業活力を支える主要産業となっています。

また、農業は、令和4年度で県内4位の総生産額を有しております、茨城県内でも有数の総生産額を有しています。

経済活動別市内総生産(名目・実数)と県内順位(坂東市)

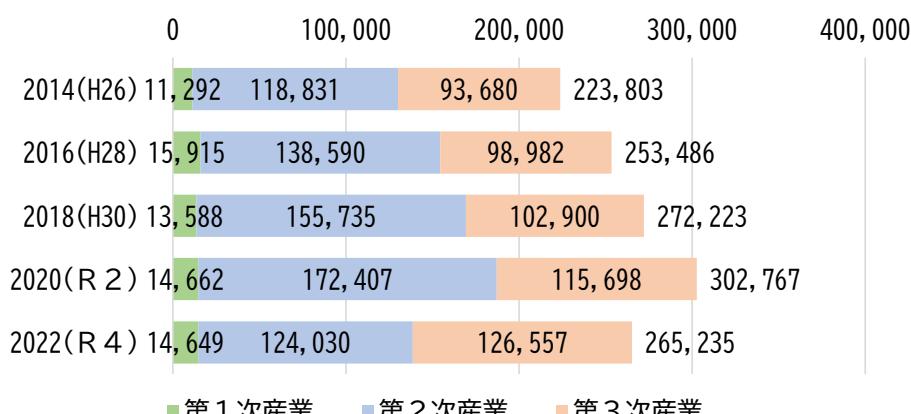
(百万円)

	2014 (H26)	2016 (H28)	2018 (H30)	2020 (R 2)	2022 (R 4)	2022 県内 順位
市内総生産	225,938	254,559	273,746	304,230	267,981	20
第一次産業	小計	11,292	15,915	13,588	14,662	14,649
	農業	11,281	15,908	13,585	14,660	14,646
	林業	9	4	0	0	0
	水産業	2	3	3	2	2
第二次産業	小計	118,831	138,590	155,735	172,407	124,030
	鉱業	11	47	65	35	18
	製造業	101,496	122,894	142,912	158,891	114,988
	建設業	17,323	15,648	12,758	13,481	9,023
第三次産業	小計	93,680	98,982	102,900	115,698	126,557
	電気・ガス・水道・廃棄物	2,767	2,927	2,880	5,489	5,338
	卸売・小売業	13,187	14,549	14,529	12,269	13,321
	運輸・郵便業	9,659	13,323	14,347	14,915	15,927
	宿泊・飲食サービス業	3,082	2,923	3,161	2,184	2,498
	情報通信業	65	55	42	93	105
	金融・保険業	3,528	3,377	3,485	3,605	4,260
	不動産業	24,295	24,536	25,223	28,198	30,005
	専門・科学技術・業務支援	4,486	4,745	5,165	14,437	18,416
	公務	8,613	8,425	9,168	8,383	8,678
	教育	5,603	5,958	5,799	5,560	5,473
	保健衛生・社会事業	9,860	9,652	10,093	12,205	13,004
	その他のサービス	8,536	8,512	9,008	8,358	9,532
	小計	223,803	253,486	272,223	302,767	265,235
	輸入品に課される税・関税	3,812	3,634	4,602	5,370	7,047
	総資本形成に係る消費税	1,677	2,561	3,079	3,907	4,301

資料：茨城県「茨城県市町村民経済計算」より作成

経済活動別市内総生産(坂東市)

(百万円)



資料：茨城県「茨城県市町村民経済計算」より作成

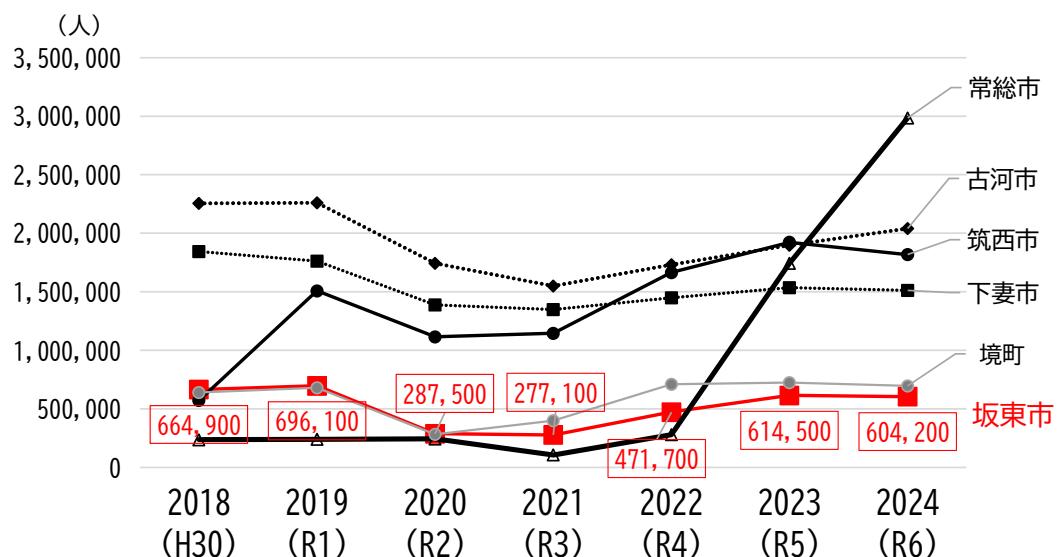
③観光入込客数の推移

本市の観光入込客数は増減を繰り返していますが、令和6年には約60万人となっています。

このうち、ミュージアムパーク茨城県自然博物館は令和6年の入館者数は、約48万人となっており、本市の観光誘客において大きな役割を果たしています。なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ミュージアムパーク茨城県自然博物館において臨時休館などの影響を受け、入館者数が大幅に減少した時期があります。

近隣自治体の観光入込客数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、コロナ前の水準まで戻っていない自治体もいくつか見られます。一方、アフターコロナを見据えた施策の展開(道の駅の開業やIC周辺の開発等)が成果を挙げ、観光入込客数が令和5年から急激に増加した近隣自治体もあります。こうしたことから、新たな交流施設である坂東将門の里や坂東PAハイウェイ・オアシスの整備効果を活かした観光入込客数の増加を図ります。

観光入込客数の推移



	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
坂東市	664,900	696,100	287,500	277,100	471,700	614,500	604,200
古河市	2,255,700	2,259,600	1,743,300	1,550,500	1,731,900	1,897,800	2,041,300
下妻市	1,844,500	1,761,100	1,388,700	1,348,200	1,448,000	1,535,800	1,511,700
常総市	236,100	239,100	242,600	106,500	278,800	1,744,300	2,983,900
筑西市	570,800	1,507,700	1,114,600	1,145,300	1,664,400	1,923,000	1,818,200

資料：茨城県「観光客動態調査（市町村別入込客数）」より作成

(5) 財政

①財政の見通し

ア) 財政状況

本市の財政は、市税収入は漸増傾向にあるなか、義務的経費の1つである「扶助費」が増加傾向となっています。

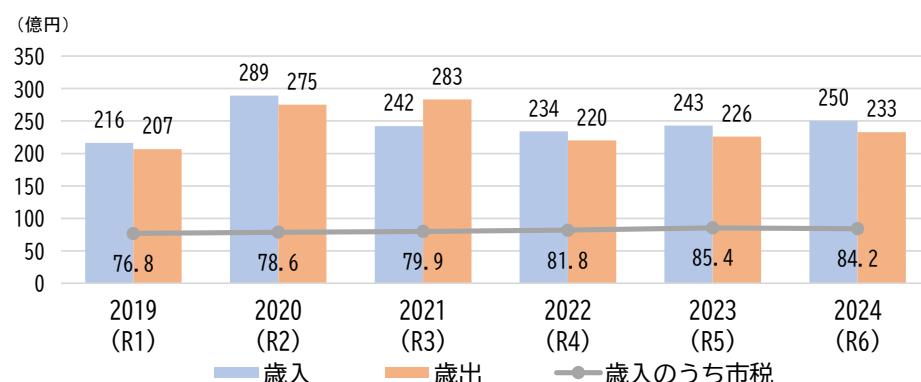
市債については、2010年代前半に集中的に行われた大規模事業(庁舎、その他公共施設整備等)等により急速に増加しましたが、平成30年度以降、発行抑制等に努め、ピーク時(平成30年度末)において約326億円であった地方債現在高は、令和5年度末で約261億円まで減少しています。

今後、少子高齢化の更なる進行により、人口の減少と福祉関連費用の増加が見込まれるため、限られた財源の中で、既存事業の抜本的な見直しや投資効率を踏まえた無駄の削減を徹底するとともに、市民目線に立ち、市民が真に必要とする事業や将来の本市を担う人材の育成に重点的な投資を図るなど、将来を見据えた財政計画が必要となっています。

イ) 決算額の推移

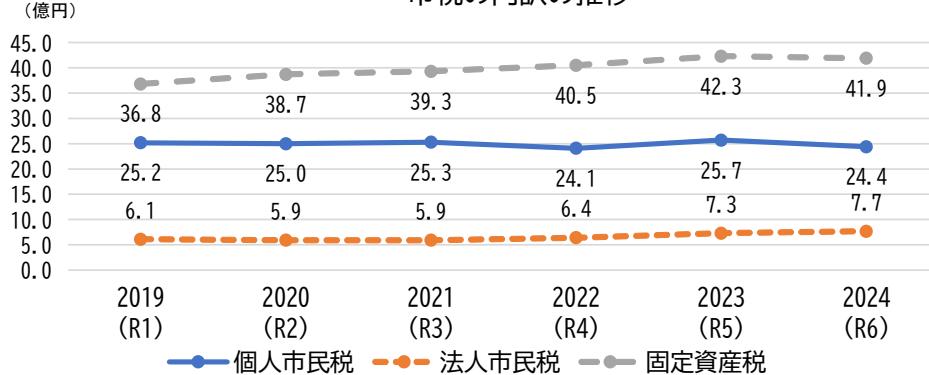
歳入・歳出とともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は増加しました。市税は、増減を繰り返しながら、やや増加傾向となっており、主に固定資産税が増加しています。また、法人市民税は、令和5年に増加しています。

一般会計決算額と税収(坂東市)



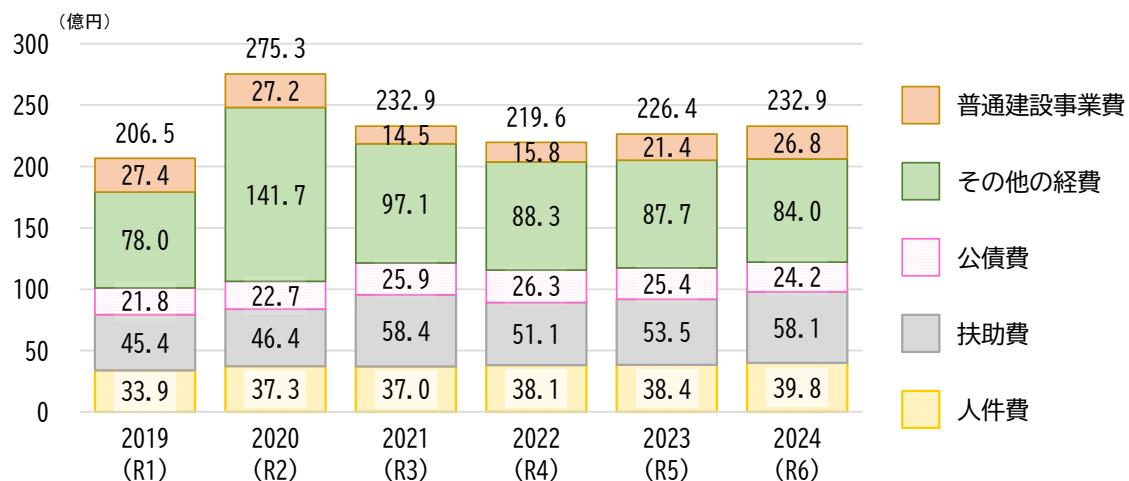
資料：「坂東市決算書」より作成

市税の内訳の推移



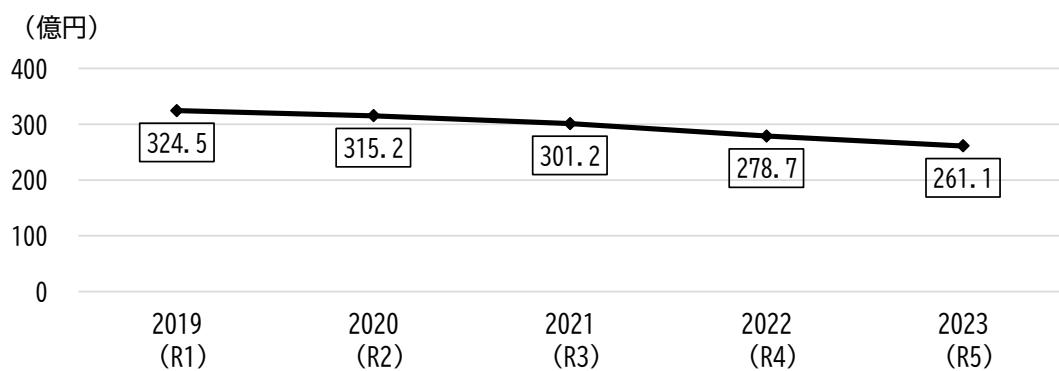
資料：総務省「市町村別決算状況調」より作成

性質別経費の推移(坂東市)



資料：総務省「市町村別決算状況調」より作成

地方債現在高の推移(坂東市)

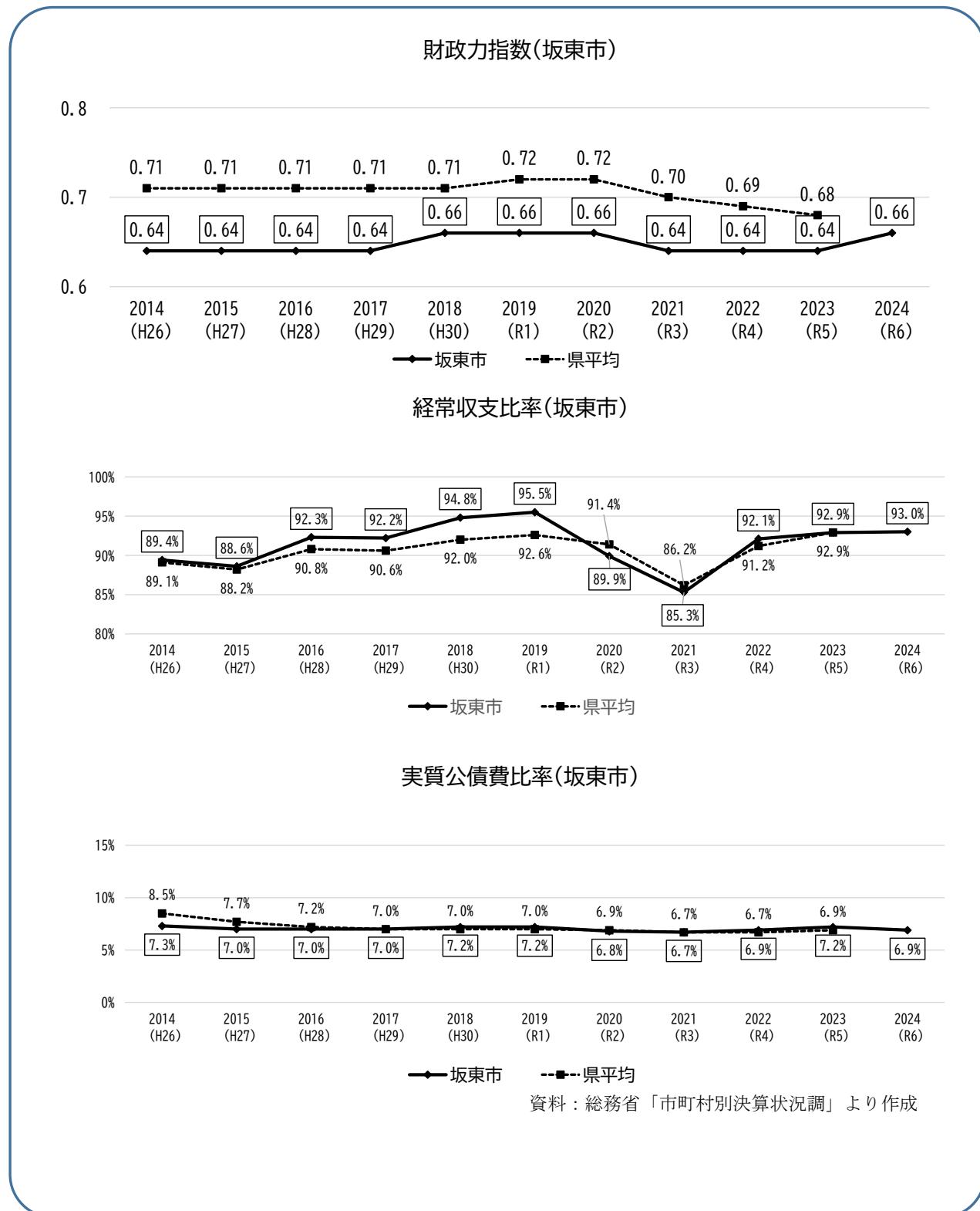


資料：総務省「市町村別決算状況調」より作成

ウ) 主要な財政指標の推移

財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、平成28年度以降は上昇傾向となっています。なお、令和2、3年は、新型コロナウィルス感染症対策のため、予算規模が拡大したこともあり、県平均と同様に一時的に低下しましたが、令和4年以降、再度92～93%の水準となっています。

また、公債費による実質的な財政負担の割合を示す実質公債費比率は7%前後を推移しています。



エ) 歳入・歳出の見通し

歳入面では、工業団地等への進出企業からの税収の増加要因はあるものの、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、今後は個人市民税の減収が懸念されます。

その結果、市税などの自主財源の比率が低くなり、地方交付税などの依存財源の比率がより高まることが予測されます。

歳出面では、人口減少や社会保障関係費用の増加により投資的費用が減少することが見込まれるほか、公共施設の維持管理等に活用できる費用が少なくなることが予測されます。

このような状況の中、今後において持続可能な財政運営を行うためには、公共施設の建て替え、統合・廃止などを計画的に進めていくほか、様々な創意工夫による自主財源の確保や経費の抑制、事業の見直し、行政機構改革による組織の効率化、市有財産の有効活用などにより行政のスリム化・合理化に努めるとともに、「選択と集中（ビルトアンドスクラップ）」により、限られた財源を効率的・効果的に活用して事業を進める必要があります。

第2部 長期ビジョン

1 長期ビジョンの策定方針

近年、少子高齢化の進展による人口減少を始め、地域経済の低迷、予期せぬ災害の頻発など、大きく変化する社会情勢への対応と、地域間競争がますます激しくなる中で、これから約10年、20年後の未来像を、本市に関わる全ての人々が共有し、共感し、着実に築き上げていくことが必要不可欠となっていました。

これまでの既成概念にとらわれない柔軟な発想と、戦略的な観点による行政運営を進めるためには、複雑化・多様化する時代において、市民誰もが共有することができる目標を掲げ、市民と行政の協働によって取り組むことが重要です。

このため、本市の総合計画「ばんどう未来ビジョン」では、これまでの総合計画の概念にとらわれず、20年という長期的な視点で将来を展望し、市民・行政、誰もが共有することができる普遍的な「都市(まち)のあるべき姿」を「長期ビジョン」として平成29年3月に策定しています。

この長期ビジョンは原則として策定時の内容を堅持するのですが、今回の戦略プランの策定に合わせ、現時点における本市の現状や課題、社会経済情勢等を考慮し、必要に応じて補足・修正等の一部改訂を行うものとします。

長期ビジョンのイメージ



2 目指すべき将来都市像

みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち）坂東



長期ビジョンは、平成29年度を始期とし、令和19年度を目標年次とする、20年間の基本構想です。目指すべき将来都市像のフレーズには市民と行政が共有しするまちづくりへの想いが込められています。

20年後の未来に向け、持続可能な都市の構築を目指し、魅力あるまちづくりに取り組みます。

みんなでつくる

現代の目まぐるしく変化する社会情勢や新たな市民ニーズに対応し、市民が誇りと愛着を持てる魅力あるまちづくりを推進していくためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、未来の世代にふるさとを引き継ぐ思いで協働のまちづくりを進めていく必要があります。

将来の坂東市は、「市民、団体、事業者、行政などすべての人が力を合わせて、地域の課題を解決し、魅力あるまちづくりに取り組んでいる」そのような「みんなでつくる」まちを目指します。

やすらぎ

子育てや介護などの将来の経済的な負担、感染症の脅威など、不安要素やストレスが多い現代社会では、やすらぎが求められます。

将来の本市は、「医療・福祉、子育て環境や防災などが充実し、安全・安心な生活を送ることができる」、「心身ともに快適な環境が確保されている」、「豊かな自然を感じつつ、現代的な生活の中で必要な利便性が確保されている」、「地域の中で、人と人の良好な関係性が築かれている」そのような「やすらぎ」のあるまちを目指します。

生きがい

人口減少や少子高齢化などにより市民一人ひとりの役割が大きくなる中で、若者から高齢者まで、多くの市民が生涯現役で役割をもって活躍できるよう、生きがいのあるまちが求められます。

将来の本市は、「働く場を選択することができ、かつ、生きがいを持って働くことができる」、「地域に誇りと愛着を持ってまちづくりに参加することができる」そのような「生きがい」のあるまちを目指します。

賑わい

本市が更なる発展と飛躍を図るためにには、坂東市内外とのひと・もの・情報等の活発な交流により、絶えず対流を創出し続ける必要があります。

地理的優位性や圏央道等の広域道路ネットワークをいかして、基幹産業や農業のより一層の振興による地域経済の好循環を促すとともに、新たな産業の創出により、本市の成長を目指すことも必要です。

そこで、「農商工・产学研官の連携や分野の枠を超えてチャレンジできる環境がある」、「中心市街地は人々が集う魅力がある」、「人と地域社会がともに成長し、活力にあふれている」そのような「賑わい」のあるまちを目指します。

都市（まち）

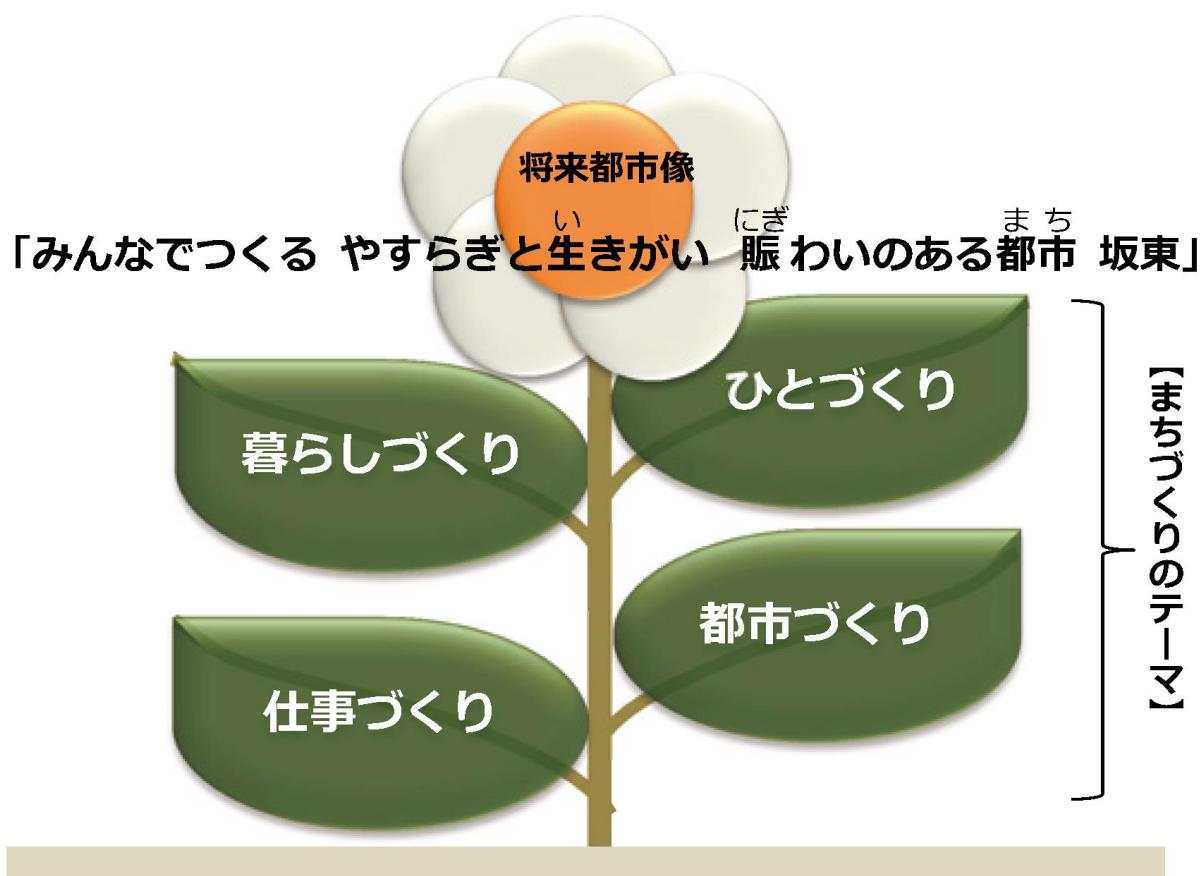
まちづくりの主役である市民一人ひとりが、やすらぎや生きがい、賑わいのあるまちづくりを進める中で、本市の豊かで恵まれた自然環境・農地を更に磨くとともに、都市的土地利用の整序と都市機能の集約化がなされた洗練された「都市（まち）」を目指します。

3 まちづくりのテーマ

長期ビジョンでは、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、目標年次である令和19年においても変わることなく普遍的に大切にすべきことを掲げ、大きな目標に向かってまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち) 坂東」を目指すべき将来都市像として設定するとともに、この都市像を実現するために取り組むべき4つのまちづくりのテーマを設定します。このテーマが相互に連携し合うことにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指します。

まちづくりのテーマは、本市の現状と特性、今後の見通し等を踏まえた上で、市の施策を推進するための基本的方向性を示すものとして設定します。



(1) ひとづくり

(子育て・教育・文化・生涯学習など)

～「教育のまち」づくりと「活躍人口」の増進～

- 安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うことで、子育て世代の満足度を向上させます。また、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- 未来を託す子どもたちを、地域全体が見守り、子育てに参加する「オール坂東」で守り育てます。
- 子どもたちの郷土坂東への思いを育み、誇りを持って成長していくよう、市の歴史・伝統文化や菅生沼の自然などの魅力を最大限にいかした学びの場を創出し、郷土の歴史や文化への興味・関心を高めるとともに、自分の生まれ育った土地への愛着と誇りを持つ子どもたちの育成に取り組みます。
- 国際化や高度情報化などに対応できるよう、多様な教育環境の充実を図ることで、新たな時代に活躍できる確かな学力を育てます。
- 豊かな心と健やかな体を育成することで、子どもたちの生きる力を育てる「教育のまち」づくりに取り組みます。
- まちづくりは、「ひと」が財産であるため、若者によるまちづくりへの参画を進めるとともに、リーダーとなる人材の発掘、育成を図ることで、地域の中で多くの人たちが活躍できるよう、「活躍人口」の増進を目指します。

(2) 暮らしづくり

(健康・医療・福祉・市民協働など)

～「健康長寿のまち」づくりと「支え合い」の増進～

- みんなが健康に、安心して暮らしていくよう、健康づくりに積極的に取り組むことで、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
- 医療・地域・市民・行政などが、みんなで地域医療を守り、充実することで「健康長寿のまち」の実現を目指します。
- 高齢者が、地域の中で、いつまでも生きがいを持ち、楽しく暮らしていくよう、家族や地域、医療などが連携して、介護予防や自立支援、活躍の場づくり等の更なる充実に取り組みます。
- 市民の日常生活を支えるため、コミュニティや市民活動を活発化することで、地域全体がやさしさと笑顔にあふれた、地域の「支え合い」の増進を目指します。
- 豊かな自然環境の中で、のびのびと子育てや余暇を楽しむことができる、やすらぎのある暮らしの実現を目指します。
- 地域社会の多様化が進む中、性別、年齢、障がい及び国籍等の違いにより差別されることがない社会の実現を図ります。

(3) 都市づくり

(都市基盤・安全対策・環境など)

～「安全・安心のまち」づくりと「魅力度」の増進～

- コンパクトなまちづくりを軸として、強靭で利便性の高い都市基盤づくりの推進と社会資本の維持・管理に取り組みます。あわせて、本市の豊かな自然環境を積極的に保全することで、自然環境と都市機能が調和したまちづくりに取り組みます。
- 近年、多発し激甚化する地震、集中豪雨などの大規模災害や、多様化する犯罪や事件等に対し、誰もが安心して快適に暮らしていくよう、市民の生命や財産を守るために防災・防犯対策や消防・救急体制等を充実させます。あわせて、生活環境の安全性・利便性がより向上した質の高い都市づくりを進めるため、新エネルギーや様々な最先端技術を適切に取り込むことで、「安全・安心のまち」の実現を目指します。
- 都心から50km圏という地理的優位性と圏央道などの道路ネットワークをいかして、子育て世帯の本市への移住を進めたり、二地域居住などの多様なライフスタイルに柔軟に対応することで、都市を支える「ひと」の確保を図ります。
- 市民がまちに対して誇りを持つ、いわゆるシビックプライドの醸成を図るとともに、シティプロモーションに取り組むことで都市(まち)の「魅力度」の向上を目指します。

(4) 仕事づくり

(産業・農業・雇用など)

～「活力あふれるまち」づくりと「坂東ブランド」の拡充～

- みんなが元気に、活力と賑わいを生み出せるよう、利根川沿いの肥沃な大地でつくられる米や生鮮野菜、さしま茶などの豊かな農産物や特産品をいかすことで、競争力の高い農業を目指します。あわせて、商業、工業等と連携を図ることで農業の6次産業化や、観光交流への活用を進めることで、様々な分野で「坂東ブランド」の拡充により地域経済の活性化を図ります。
- やる気のある就農者、後継者や起業者に対しては、関係機関等と連携して、積極的に支援します。また、最先端技術の活用など、事業の承継や高度化に対する支援に取り組みます。
- 圏央道坂東インターチェンジの交通利便性をいかして、企業誘致を積極的に進めます。また、新産業の創出や多様な働き方の支援、高齢者の培ってきたスキルやノウハウを発揮できる就業機会の確保及び若者がチャレンジできる就業環境づくりに取り組むことで、「活力あふれるまち」づくりを目指します。
- 本市の豊かな自然環境や、都心から50km圏という地理的優位性を活かし、移住や定住の促進を図ります。
- 菅生沼などの豊かな自然や史跡、ミュージアムパーク茨城県自然博物館や観光交流センター「秀緑」などの文化体験施設、坂東将門の里、圏央道によるアクセスの向上を活かした事業(坂東PAハイウェイ・オアシス)など、様々な資源を融合させて新たな付加価値を生み出すことで、観光交流などによる地域の活性化と賑わいの創出を目指します。

4 人口ビジョン

(1) 人口ビジョンとは

人口ビジョンとは、平成26(2014)年に策定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示するものです。

また、令和4年には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、令和5年には「総合戦略(2023 改訂版)」が閣議決定され、内容も新たなものになっています。

目標年次は、令和52年を見通した「地方人口ビジョン」の策定に努めることになりました。

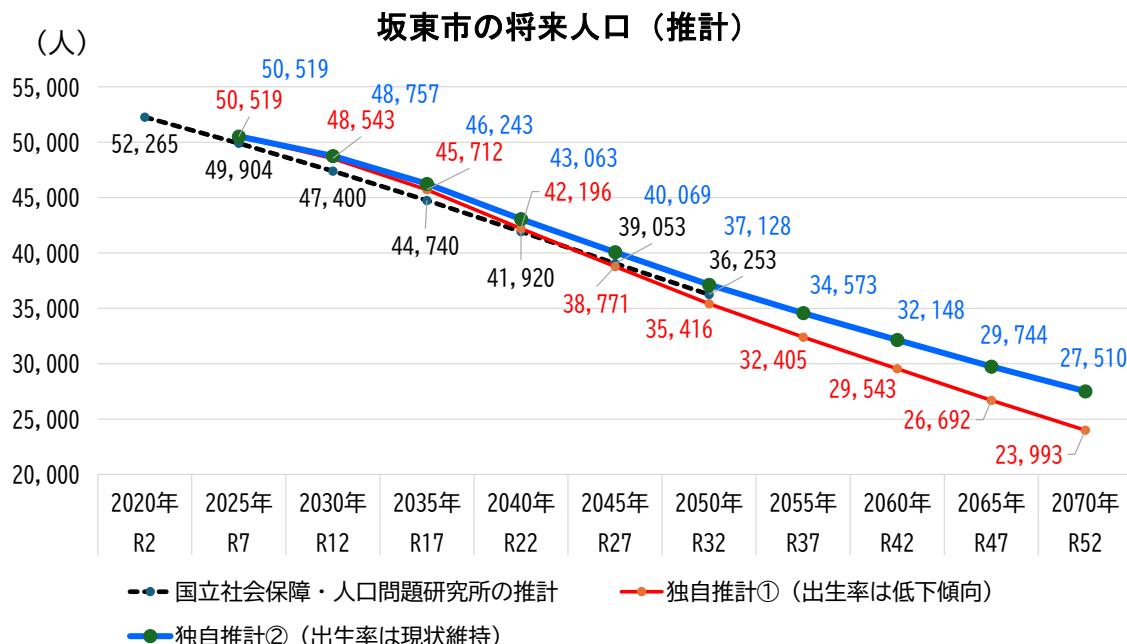
(2) 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「将来推計人口(令和5年推計)」によると、令和52年の国の総人口は約8,700万人まで減少すると推計されています。

本市の将来人口については、社人研の推計によると、令和32年には36,253人まで減少すると見込まれています。

また、合計特殊出生率が低下している現在の傾向をもとに、常住人口で推計した場合(独自推計①)では、本計画の目標年次である令和19年には約44,351人、令和52年には23,993人になると推計されます。

一方、合計特殊出生率が各種施策の効果により、現状に近い値で推移が可能となる場合(独自推計②)は、本計画の目標年次である令和19年には約45,017人、令和52年には27,510人になると推計されます。



なお、将来人口推計結果をもとに、主要年度における本市の年齢層別に占める人口割合を推計しました。独自推計では、出生率の推移状況によって、15歳未満の年少人口の割合が大きく変化することが特徴です。

	2025 (R7)			2037 (R19)			2050 (R32)			2070 (R52)		
	A 社人研	B 独自推計 ①（現在 の少子化 傾向が続 く）	C 独自推計 ②（出生 率の維 持）	A 社人研	B 独自推計 ①（現在 の少子化 傾向が続 く）	C 独自推計 ②（出生 率の維 持）	A 社人研	B 独自推計 ①（現在 の少子化 傾向が続 く）	C 独自推計 ②（出生 率の維 持）	A 社人研	B 独自推計 ①（現在 の少子化 傾向が続 く）	C 独自推計 ②（出生 率の維 持）
年少人口 (0~14歳)	9.9%	9.9%	9.9%	8.3%	6.8%	8.2%	8.0%	6.8%	9.6%		4.4%	8.4%
生産年齢人口 (15~64歳)	57.5%	58.2%	58.2%	55.0%	55.8%	55.0%	50.1%	49.4%	48.6%		52.7%	54.2%
老人人口 (65歳以上)	32.0%	31.9%	31.9%	35.7%	37.4%	36.8%	41.9%	43.8%	41.8%		42.9%	37.4%

*社人研の2037(R19)年の数値は、2035年と2040年の割合の変化から算出

人口推移と将来人口（独自推計②）

（単位：人・%）

	1980 (S55) 年		2000 (H12) 年		2025 (R7) 年		2037 (R19) 年	
年少人口 (0~14歳)	13,627	24.7%	9,036	15.4%	4,978	9.9%	3,677	8.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	36,244	65.7%	39,181	66.9%	29,402	58.2%	24,769	55.0%
老人人口 (65歳以上)	5,333	9.7%	10,310	17.6%	16,139	31.9%	16,571	36.8%

（3）将来人口の目標

社人研の推計によると、『ばんどう未来ビジョン長期ビジョン』の目標年次の令和19年時点の本市の人口は43,612人と推計されています。また、本市の独自推計②（出生率現状維持）では、約45,017人となっています。

今後も、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援体制の強化等により出生数の増加を目指すとともに、「職住近接のまちづくり」として、新たな工業団地の整備効果を生かして企業誘致の推進等を進め、産業の振興と安定した雇用の創出、安全・安心で利便性の高い都市基盤の整備、本市の魅力発信等に積極的に取り組んでいくことで、転出の抑制やU・Iターンによる人口流入を促進し、本計画の目標年次である令和19年時点で人口約47,000人を目指します。

【将来人口の目標】

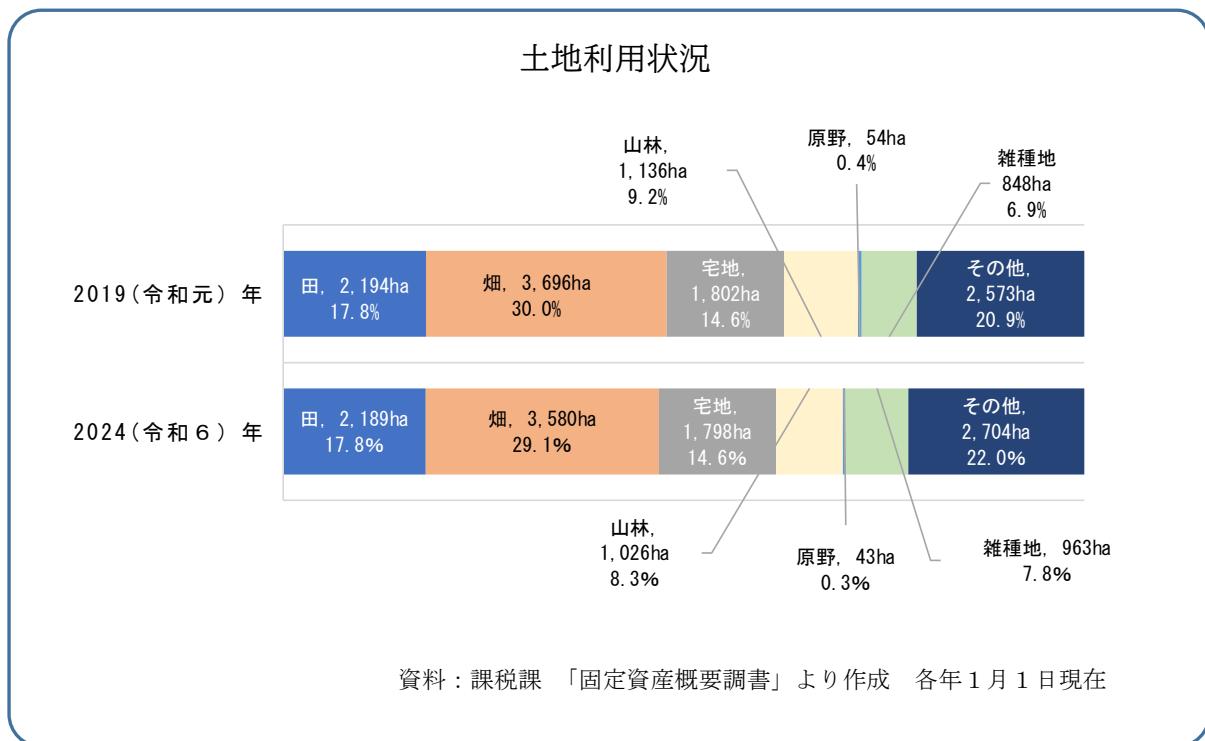
2037（令和19）年
約47,000人

5 土地利用構想

(1) 現況と課題

ア) 土地利用の現況

本市の土地利用は、市域面積123.03km²(12,303ha)のうち、田畠が約半分を占め、山林が8.3%で、宅地は14.6%となっています。近年、畠や山林は減少し、雑種地とその他の土地は増加傾向にあります。



イ) 土地利用、まちづくりの課題

①人口減少や環境に配慮したコンパクトなまちづくり

近年、自治体の財政状況はますます厳しさを増しており、既存施設の維持や新たな投資が困難になりつつあることから、将来の人口減少も踏まえた、コンパクトなまちづくりによる効率的な都市基盤への投資と公共交通網の一体的な整備が必要となっていきます。

また、都市化が進む一方、自然環境や農地が少しずつ減少しています。

坂東の自然豊かな環境と肥沃な農地を後世に伝えていくために、環境に配慮した、バランスのとれた都市づくりが求められています。

②地域固有の資源をいかす拠点づくり

本市は、坂東太郎とも呼ばれる雄大な利根川やその支流が市内に流れ、市南東部には首都圏で数少ない自然観察ができる菅生沼があり、水辺に育まれた緑豊かなまちです。山林には、ウグイス等の野鳥を始め、多様な生物が生息しています。

また、本市は、平将門公に関する史跡が市内に点在する歴史や文化の豊かなまちです。これらの地域資源を歴史・文化の発信拠点として活用し、地域住民の交流や、首都圏からの来訪者との交流・対流を積極的に生み出すことが必要です。

③交通網や位置特性をいかす拠点づくり

平成29年2月に開通した圏央道坂東インターチェンジにより、近隣都市や首都圏の主要都市・成田方面へのアクセスが向上し、ひとやもの、情報の新たな流れが生まれることが期待されます。

今後は、恵まれた立地条件や新たな広域交通体系をいかして、工業団地などの産業拠点の充実や、ハイウェイ・オアシスなどの地域活性化拠点の整備及び周辺土地利用の推進、中心市街地の活性化など地域経済の活性化に取り組み、雇用環境の向上や、移住・定住促進につなげていく必要があります。また、既存の観光施設や、肥沃な大地でつくられる特産品・食材などを磨いて、首都圏や周辺都市との観光交流を促進する拠点づくりが必要です。

また、首都圏の更なる成長・発展に対して、良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するとともに、首都圏を防災・減災の面から支えるため、東京の都市機能のバックアップや被災者の受け入れ、人員・物資の輸送等に備えることが期待されることから、東京都心と茨城県西・南部地域とのアクセスを改善する主要地方道つくば野田線(目吹大橋を含む)の4車線化の早期実現や、(仮称)茨城県西縦断道路の建設促進及び東京直結鉄道(地下鉄8号線)の誘致促進が必要です。

④市民協働によるまちづくり

多様化する社会ニーズへの対応、社会経済の成熟化、行政コストの抑制等を勘案すると、今後のまちづくりは、行政だけが取り組むのではなく、市民・企業・行政などがお互いに補完し合い、分担しながら進めていくことが必要であるとともに、官民協働型のエリアマネジメント取組も期待されます。市民自らが連携して、主体的に地域の課題解決に取り組む場を拡充し、参加と協働で、行政コストの削減や柔軟で住みよい地域づくりの実現を図ることが必要です。

⑤後継者難や、農地転用に関する課題への対応

近年、農業の後継者が確保できず、耕作放棄地となってしまう農地が多くなっています。また、耕作放棄地を中心に、無秩序な土地利用が急増しているため、水田や畠などの土地利用が農地以外へ転換してしまうケースや相談が多くなっています

このため、農業後継者の確保と、耕作放棄地の適正な活用、地域環境と調和した保全が求められています。

(2) 土地利用構想

都心から50km圏という恵まれた地理的優位性と本市に存在する豊かな自然環境、歴史・文化資源などの魅力とポテンシャルを最大限に輝かせ、緑豊かで快適なライフスタイルを可能にする基盤づくりとともに、首都圏や周辺都市との活発な交流・対流を生みだし、社会変化に寛容で柔軟なバランスの良い、人が輝く都市づくりを目指します。

ア) ゾーンの方針

①市街地ゾーン

現在の市街地を基本として都市的土地利用を集約するゾーンを「市街地ゾーン」として位置付け、生活基盤の整った快適な市街地の形成や賑わいのある中心市街地づくりを進めます。

②保全ゾーン

農地、林地、池沼・河川などは、自然や田園などの土地利用を保全するゾーンを「保全ゾーン」として位置付け、自然環境の保全・活用とともに、農業環境の保全と活用を図ります。

イ) 拠点の方針

①産業拠点

既存の工業団地や茨城県施行によるフロンティアパーク坂東、工業集積地を「産業拠点」として位置付け、産業環境の整備・充実に取り組むとともに、積極的な企業誘致を進め、本市の活力の向上を図ります。

②地域活性化拠点

圏央道坂東インターチェンジ周辺を「地域活性化拠点」として位置付け、圏央道や県道バイパス等からの交通利便性を活かした複合的な市街地として、坂東PAハイウェイ・オアシスと連携した多様な土地利用や施設立地を誘導し、地域活性化や利便性向上を図ります。

③観光交流拠点

ミュージアムパーク茨城県自然博物館周辺、観光交流センター「秀緑」のある中心市街地、平将門公の関連史跡群、坂東将門の里などを「観光交流拠点」として位置付け、圏央道などを利用し訪れた人が市内を回遊する拠点として、観光交流機能の充実や新たな展開を図ります。

④緑の拠点

菅生沼周辺、八坂公園周辺、茨城県立さしま少年自然の家、逆井城跡公園・前山公園などを「緑の拠点」として位置付け、親水空間や樹林地の保全・活用を図ります。

ウ) 骨格軸の方針

①広域連携軸

圏央道、国道354号を「広域連携軸」として位置付け、首都圏や主要都市とのひと・もの・情報等の活発な交流・連携を生み出す骨格軸として、産業拠点の配置など積極的な活用を図ります。

②都市間連携軸

主要地方道・県道などを「都市間連携軸」として位置付け、広域連携軸を補完し、近隣都市との連携機能を果たす軸として、市民や企業などの円滑な交通の促進を図ります。

③水辺散策軸

市域を流れる利根川、飯沼川、西仁連川、江川を「水辺散策軸」として位置付け、水と緑に触れ合える回遊性のある空間の形成を図ります。

④都市発展軸

東京と直結する鉄道の誘致実現に向けて、関係自治体・関係団体と連携して、取り組みます。

6 土地利用構想図



7 坂東市土地利用基本計画（素案）

本市における適切かつ合理的な土地利用を図るため、以下のとおり、土地利用基本計画(以下「基本計画」という。)を定めます。なお、都道府県における基本計画については、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定するものですが、市区町村については特段の定めがないため、任意計画(法規制に際する直接的な根拠ではなく、土地利用施策に係る総合的な目安)として、作成するものです。

本市の基本計画については、五地域区分の土地利用の原則について定めることとします。この土地利用の原則については、令和7年3月に茨城県が策定した基本計画の内容を準用、踏襲し、本市独自の事情を加え、以下のとおりとします。

(1) 都市地域 [都市計画法に基づく都市計画区域]

細区分 市街化区域及び用途地域、市街化調整区域

- ・人口減少社会に対応した集約型土地利用に向け、中長期的な視点で(立地適正化計画に基づき)都市機能や居住の誘導、集約と地域間の連携(コンパクト+ネットワーク)を図ります。
- ・低未利用土地や空き家等については、数量そのものの増加抑止や適切な管理を推進するとともに、利活用については地域環境と調和した秩序ある土地利用を促します。
- ・防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの各種施策や地域づくりを推進します。

(2) 農業地域 [農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域]

細区分 農用地区域、その他の農地

- ・農用地はその保全と有効利用を図り、農業生産のほか多面的機能を発揮します。
- ・荒廃農地の増加や周辺環境と乖離した用途の抑止を図るとともに、再生利用や優良農地の確保、農地の集積・集約化を推進します。
- ・農用地区域において新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備します。

(3) 森林地域 [森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林]

細区分 保安林、その他

- ・森林を適正に管理することにより、森林資源の維持、水源のかん養、災害の防止、カーボンニュートラルへの寄与等、森林の有する公益的機能を発揮します。
- ・多様な動植物が生息・生育する森林は、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向け、適正な維持と自然環境の保全を図ります。

- ・森林が、地域の景観の維持保全、地域の穏やかな気候等に果たす重要な役割を勘案し、これと乖離した用途での利活用について、抑制を図ります。

(4) 自然公園地域 [自然公園法に基づく自然公園地域等]

細区分 本市においては、現時点では設定ありません。

(5) 自然保全地域 [自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等]

細区分 普通地区（菅生沼）

- ・原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針については、茨城県が定める基本計画に準じるものとします。

第3部 戦略プラン

1 戦略プラン策定方針

(1) 策定の趣旨・方針

近年、少子高齢化の進展による人口減少を始め、地球温暖化の進行や自然災害の激甚化、物価高騰、外国人住民の増加など、市民の日常生活に関わる環境や社会経済情勢が大きく変化している中で、現在の課題を的確に捉えて取り組む『戦略的なまちづくり』が求められています。

本市はこれまで、長期ビジョンで示した将来都市像「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市（まち）坂東」の達成に向けて、令和4年4月から令和8年3月までを計画期間として、「第2期戦略プラン」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、第2期戦略プランの期間終了をうけ、これまでの取組内容に関する評価と改善を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「第3期戦略プラン」を策定します。

第3期戦略プランの策定にあたっては、第2期で位置付けられた政策の連続性・一貫性を踏襲しつつ、今後新たに取り組むべき重点施策を精査・追加することで、よりバージョンアップした取組を目指します。

(2) 第2期戦略プランからの変更点

① 計画の中に「坂東市土地利用基本計画」を包含します。

ばんどう未来ビジョン土地利用構想の中に、坂東市土地利用基本計画を包含しました。

本市は、首都圏中央連絡自動車道の開通により広域的な道路交通環境が飛躍的に向上した反面、首都圏50km圏のまちとしては地価が安価であり、特に市街化調整区域においては無秩序な土地利用が急増していることから、都市化と地域環境保全の調和を図るために、本計画において、「坂東市土地利用基本計画」を包含することで土地利用の基本方針を示すものです。

(3) 第3期戦略プランの特色

① 4つの計画を一体のものとして策定します。

本計画は、「坂東市教育に関する大綱」「坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「坂東市国土強靭化計画」に加え、第3期計画で新たに包含する「坂東市土地利用基本計画」の4つの計画を一体的に策定しています。

第3期戦略プランで一体的に作成する計画の概要	
坂東市教育に関する大綱	本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の方針を位置づけたものです。
坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、持続可能な地域づくり(地方創生)に向けた基本目標や施策の方向性を、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略等を勘案してまとめたものです。
坂東市国土強靭化計画	国土強靭化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかな坂東市づくりを推進する計画です。
坂東市土地利用基本計画	5つの土地利用区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域)の方針を示す計画です。

② SDGsの考え方を取り込んでいます

本計画では、戦略プランの項目とSDGsとの関連性を明記することで、SDGsが目指す17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)と、戦略プランとの関係性を明確にします。



③ 分野横断展開を設定します。

戦略プランでは4つのまちづくりテーマに定めた方針の達成に向けて、重点施策・重点事業を掲げ、PDCAサイクルによる進捗管理のもと、進捗されています。

一方で、重点事業は1つのまちづくりテーマに限られた事業効果のみではなく、様々な事業が複合的に効果を発揮する観点から、事業の成果を横断的に捉える指標を設定することで、長期ビジョンの達成状況を確認できるようにします。

2 戦略プランの構成と期間

(1) 戦略プランの構成

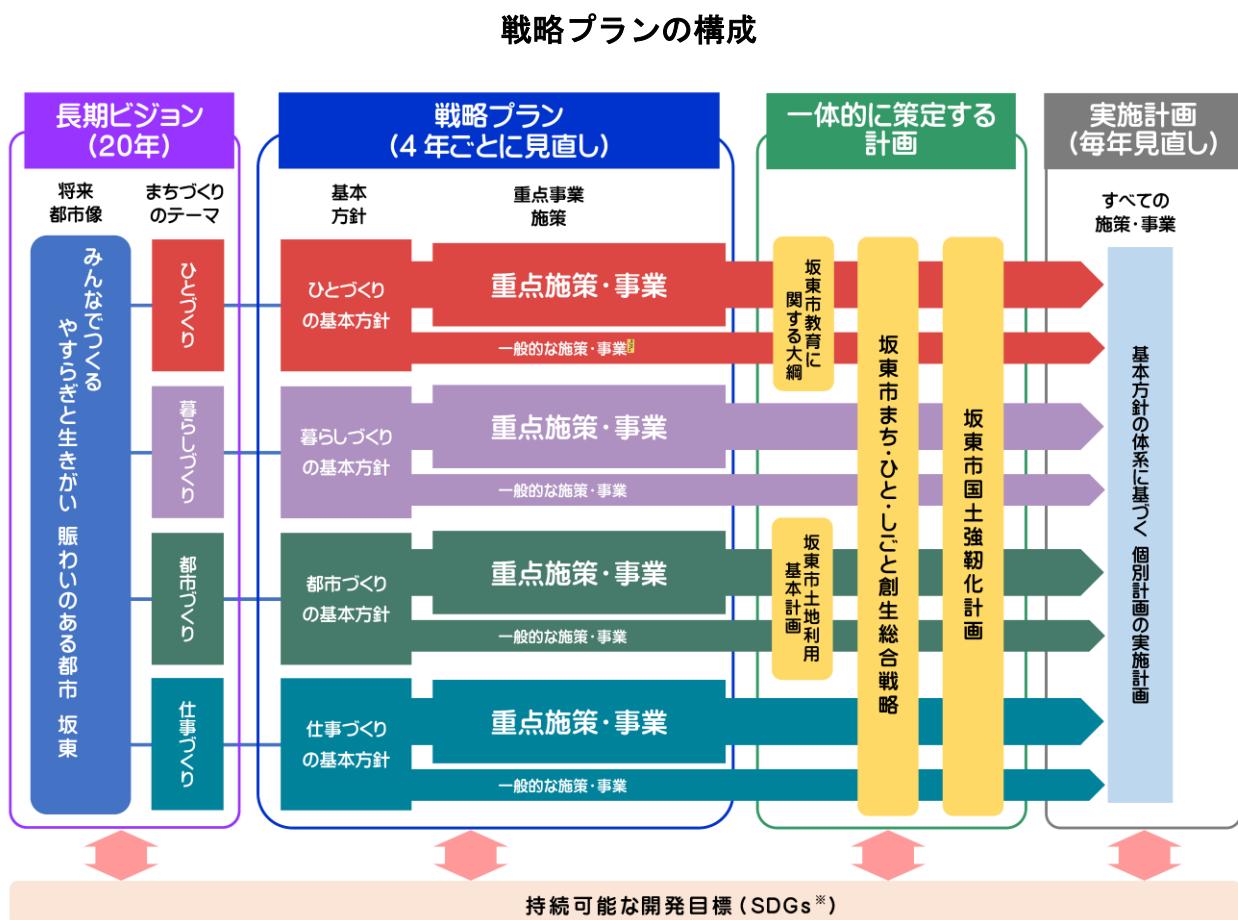
戦略プランでは、将来都市像の実現に向けて、長期ビジョンで掲げたまちづくりのテーマ「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」に基づく基本方針を定めます。

そのうえで、市長政策や市民意識調査等の分析を踏まえ、特に重点的に推進すべき施策や事業を「重点施策と重点事業」として設定するとともに、重点的に予算措置を行い、積極的に取り組むこととします。

なお、戦略プランにおいて、重点施策及び重点事業に位置付けられていない施策や事業においても、将来都市像の実現に向け、本市の行う一般的な施策及び事業として取り組みます。

(2) 戦略プランの期間

戦略プランの期間は、市長の政策構想が十分反映、実行されるよう、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。



3 進捗管理及び評価

(1) 戦略プランの進捗管理

戦略プランを推進するための具体的な事業計画として、毎年度ローリングシステムによる「戦略プラン実施計画」を策定します。

戦略プラン実施計画では、戦略プランに基づく4年間の事業計画を記載するとともに、毎年度、成果や課題等を検証し、事業の進捗状況を把握します。特に重点施策と重点事業については、指標等を用いて進捗状況について定量的な評価を行います。

また、戦略プラン実施計画を進めるにあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルにより、適切な進捗管理を行います。

戦略プランの進捗管理【PDCAサイクル】



『PDCAサイクルとは』

PDCAサイクルとは、計画、実行、評価、改善を回していく手法です。計画から改善までを1つのサイクルとして、何度もサイクルを回し続けることで、計画が適切に策定され、実行し、適切に評価されるシステムを示したものです。

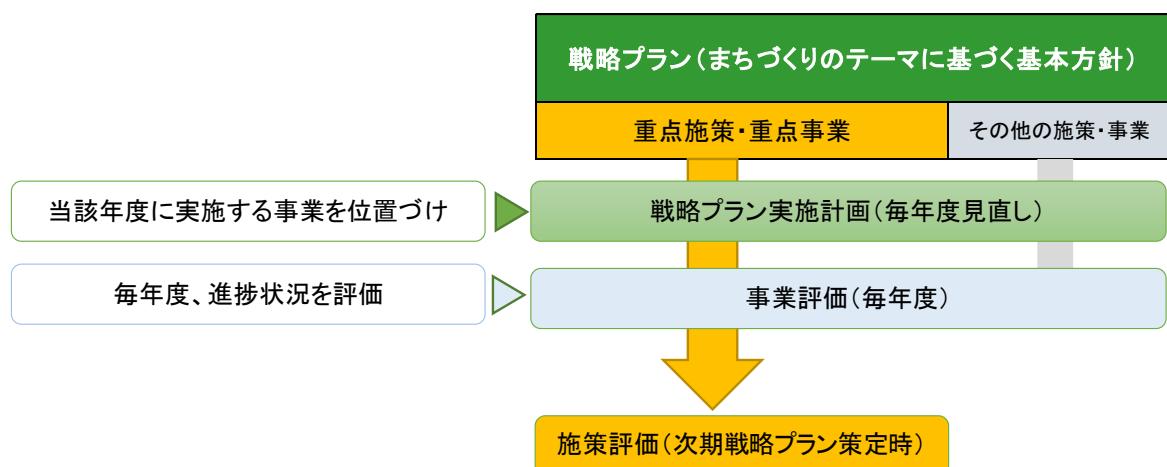
(2) 施策評価及び事業評価

戦略プランの評価にあたっては、「施策評価」と「事業評価」を実施します。

施策評価は、次期戦略プラン策定時に、現在の戦略プランに位置付けた施策の実施状況や成果を総括し、最終評価するものとして位置付け、本計画の最終年度に実施します。

また、事業評価は、戦略プランに位置付けた事業やその他一般的な施策・事業を含めた取組を評価するものと位置付け、毎年度実施します。

戦略プランの評価方法



施策評価と事業評価の実施時期

		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
市長任期		4年				4年				4年				
ばんどう 未来 ビジョン	長期ビジョン	H30.1スタート 20年												
	戦略プラン	第1期				第2期				第3期				
事業評価の実施時期		評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
策定作業	施策評価				施策評価				施策評価					施策評価
	計画策定					次期戦略 プラン 策定				次期戦略 プラン 策定				次期戦略 プラン 策定

4 市民意識調査等の実施

(1) 市民意識調査の概要

①調査の目的

戦略プランの見直しを行うにあたり、市民の皆様の意向や市の施策への満足度などについて意識調査を行うことで、戦略プラン改定の基礎資料とする目的として実施しました。

②調査方法及び調査期間

	期間	方法
市民意識調査	令和7年7月16日～ 令和7年8月1日	郵送配布・回収は紙とWeb併用
外国人アンケート	令和7年7月～8月	事業者を通じて配布・回収
高校生アンケート	令和7年9月	市内の高校にて学校配布・回収
県内若者アンケート	令和7年7月～8月	WEBモニター調査
転入者・転出者アンケート	令和5年9月～令和6年8月	転入・転出の際にアンケートの協力を依頼
市職員アンケート	令和7年3月	市の電子システムを活用して実施

③回収結果

回収状況は以下のとおりです。

	市民意識 調査	外国人 アンケート	高校生 アンケート	県内若者 アンケート
調査人数 (配布部数)	3,000	85	372	871
有効回収数	1,351	85	372	561
有効回収率	45.0%	100.0%	100.0%	64.4%

	転出入者アンケート		職員 アンケート
	転入	転出	
調査人数	96	102	466
有効回収数	96	102	399
有効回収率	100.0%	100.0%	89.5%

(2) 調査から見た本市の強み・弱みの分析

本市の現状や課題を明らかにするために実施した市民意識調査等の結果に基づき、本市の「強み」「弱み」「機会」「脅威」を整理しました。

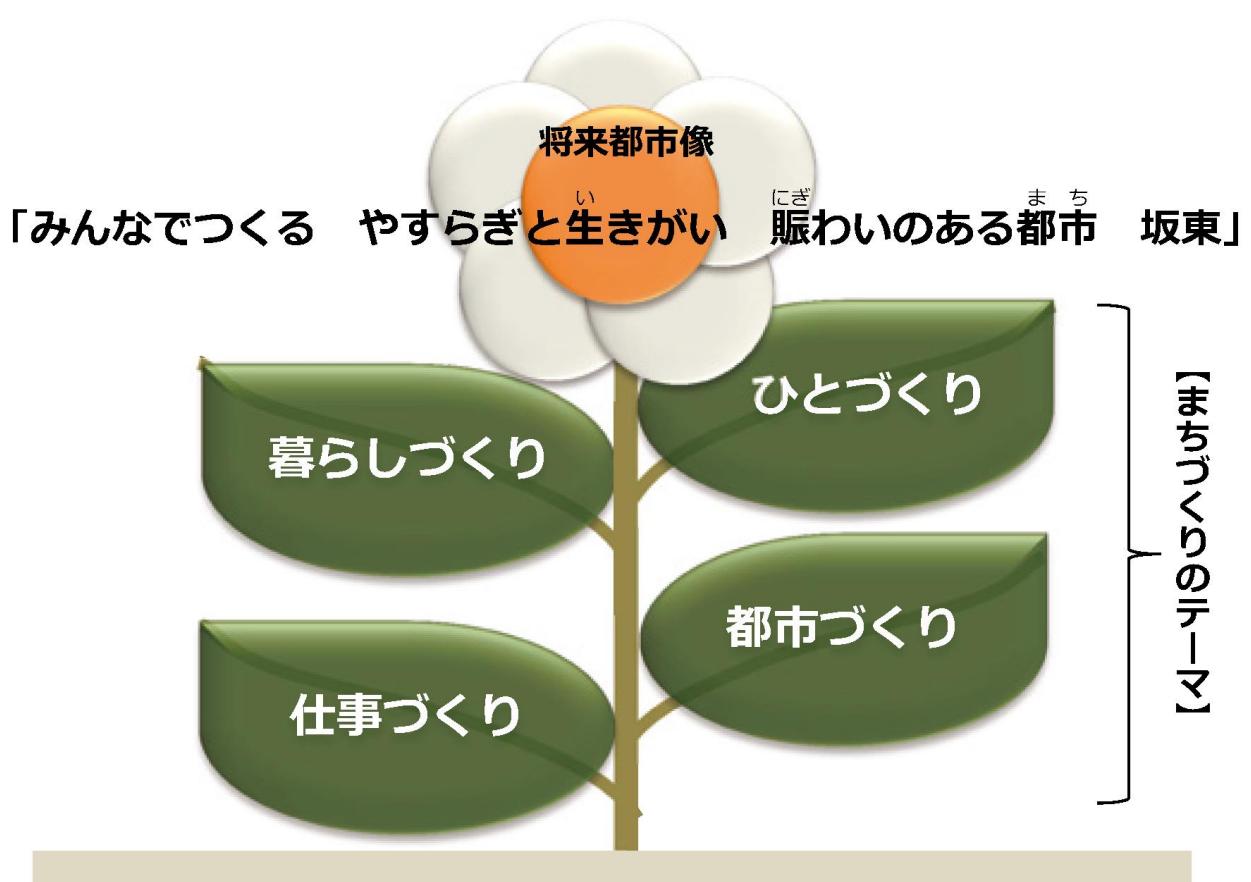
本市の“強み” (アンケート結果・統計等から見た本市の強み)	本市の“弱み” (アンケート結果・統計等から見た本市の弱み)
<ul style="list-style-type: none"> ○台地が多く、地盤が安定しているため自然災害が少ない ○都心から50km圏の首都近郊であり、公園・自然環境が豊か ○住宅当たりの面積が広い ○農業が盛んで全国有数の生鮮野菜供給基地 ○製造品出荷額等は、県内で上位 ○中心市街地と大規模な商業施設が道路整備等により連結しているため、市街地に活力がある ○隣近所の関係が良く、地域での支え合いが充実 ○市民の定住意向は高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の便が悪い ○道路環境がよくない ○一部地区では買い物の利便性が悪い ○結婚・出産・子育て支援の若者への周知が不十分 ○子育て世帯が周辺自治体に若干流出 ○土地利用について、若干不安を有する市民が増えている ○首都圏と直通する交通手段がない ○人口の減少が進んでいる
“機会” (本市が飛躍するために有利な条件)	“脅威” (現在または将来に懸念される社会状況)
<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の4車線化と坂東PAハイウェイ・オアシスの整備 ○首都圏に位置する都市としては地価が安いため、若者向け住宅を比較的安く供給することが可能 ○工業団地の整備により、就労場所が拡大 ○地方回帰、移住等の機運への対応 ○ふるさと納税等を活用した特産品の販路拡大と税収の確保 ○市民協働によるまちづくりの進展 ○坂東インターチェンジ周辺の有効な土地利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少・少子高齢化の進行 ○外国人の増加に対応した社会づくり ○東京圏への若者流出 ○自治体間競争の激化 ○国内で頻発する自然災害への対応 ○社会保障費用の増大 ○公共施設の老朽化等に伴う維持管理経費の確保、人口減少・少子高齢化による適正規模・量への見直し ○空き家、耕作放棄地等の増加、無秩序な土地利用の拡大 ○社会の担い手(労働力、地域活動等)不足

5 目指すまちの姿と4つのテーマ

長期ビジョンでは、将来都市像「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち) 坂東」を実現するために取り組むべき4つのまちづくりのテーマ 「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」を設定しており、このテーマが相互に連携し合うことにより、バランスのとれた都市の姿を維持し、発展することを目指しています。

そこで、戦略プランでは、4つのまちづくりのテーマに基づき、それぞれ「基本方針」と「重点施策と重点事業」について整理しました。

目指すまちの姿（「長期ビジョン」より）



「ひとづくり」戦略プラン

(1) 「ひとづくり」の基本方針

まちづくりは「ひと」が主役であり、「ひと」は最も大切な財産です。

我が国において急激な人口減少や少子高齢化が進行しており、本市でも同様の傾向となっています。

将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けていくためには、子育てしやすい環境を整え、出生率を向上させるとともに、教育環境の充実を図り、新たな時代に活躍できる確かな学力と生きる力を育てることが重要です。

また、若者を始めとして、まちづくりのリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、すべての世代の人たちが、積極的にまちづくりへ参加したくなる環境を整えるなど、市民一人ひとりが誇りを持てる「まち」となることが重要です。

第3期プランでは、本市の教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策や基本方針に定める「ひとづくり」に関する部分をもって「坂東市教育に関する大綱」とします。

「ひとづくり」においては、4つの基本方針を設定し、将来を担う子どもたちを安心して生み育てられる子育て環境や教育環境の整備・充実に取り組むとともに、市民の誰もがふるさと坂東に誇りと愛着を持ち、そして心豊かに生きがいを持って、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。

～「ひとづくり」の基本方針～

- 方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり
- 方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実
- 方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供
- 方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興

方針1 安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり (児童福祉・子育て支援)

結婚を希望する男女がマッチングできるよう、出会いの場を創出するなど、結婚支援の充実を図ります。

出産・子育てにおいても、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスや子育て環境、子育て支援体制の充実と経済的支援等に取り組むことで、妊娠・出産・子育てにかかる切れ目のない支援体制を構築します。

また、民生委員・児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の自立支援と精神的・経済的負担の軽減を図るなど、地域全体で子育てをサポートします。

国で策定された「子ども大綱」に基づき、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実（乳幼児教育・学校教育）

すべての子どもたちが恵まれた教育環境のもと、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、安心して学べる環境を整えるとともに、家庭や地域との連携を強化し、「本市で学べたことを誇りに思う」教育環境の充実に努めます。

また、地域や国際社会とのつながりの中で活躍できる人材を育成するため、子どもの自主性・主体性を育み、多様性を理解し、日常の感想や意見を取り入れる柔軟な教育を開拓することにより、豊かな心や確かな学力、考える力を育むとともに、英語教育や最先端の情報通信技術を取り入れた教育（デジタル教育）を推進し、国際化社会に向けた教育の充実に努めます。

急速な少子化の進展に伴う児童生徒数の減少に対応した、望ましい学校教育環境の在り方について検討を進めます。

方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供 (青少年健全育成・生涯学習・スポーツ・レクリエーション)

地域社会が一体となり、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが生きがいを持って暮らしていくよう、多様な生涯学習の機会やその学習成果を公表する場を提供します。

また、市民が健康の増進や交流を深め、生涯スポーツに取り組むことのできる環境等を整備し、心身ともに充実した生活を送れるよう支援します。

方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興（地域文化継承・芸術・文化）

ふるさと坂東への誇りや愛着を深めるため、郷土の歴史・文化遺産、郷土芸能の保全等に努めるとともに、その歴史的価値への理解を深めるなど、郷土愛を育むふるさと教育を推進します。

また、誰もが気軽に芸術・文化に触れあえるまちを目指して、市民の芸術・文化活動に必要な環境の整備・充実に努めるとともに、芸術・文化活動団体等の活動及び相互交流を支援し、市民文化の振興を図ります。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 安心して結婚・出産・子育てできる 環境づくり（児童福祉・子育て支援）

■現況と課題

本市の20～39歳の未婚率の推移をみると、国の動向と同様に昭和60(1985)年以降上昇を続け、令和2年には57.9%(国全体では55.9%)となっています。

令和5年にこども大綱が国から示され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会の実現」が位置づけられました。

また、今回実施した坂東市総合計画策定にかかる市民アンケート結果において、子どもを産み育てやすい環境整備のために必要なことは、「出産費用や育児に要する費用の負担軽減」が43.1%と最も高く、子育てへの経済的支援が求められています。

出生数の減少は、未婚率の上昇も大きな要因の一つであり、結婚を希望する市民のための「出会いの場」の創出や情報提供等により結婚の希望を叶える取り組みが必要です。

本市の人口動態をみると、平成15(2003)年から死亡数が出生数を上回る「自然減」へと転じ、出生数の減少と死亡数の増加が進んでおり、近年では出生数は200人台となっており、全国平均よりやや速いペースで減少しています。

今後は、出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの更なる推進が必要です。

■重点施策の展開方向（素案）

1-1-1 結婚支援体制の充実	重点事業
■出会いの場の創出 結婚を考えている方が理想のパートナーに出会えるよう、結婚相談事業や婚活イベント等の取り組みを進め、未婚の男女の出会いの機会を提供するとともに、結婚後の生活の安定のための支援を行います。	○結婚相談事業の推進 ○デジタル技術を活用した婚活の推進 ○結婚新生活支援事業
1-1-2 子育て支援の充実	重点事業
■安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり 若い世代が安心して子どもを産み育てることができるように、切れ目ない支援を行うとともに、子育てに関する家庭の負担軽減や安心して子育て生活ができる環境づくりを図ります。	○子育て支援センター事業 ○利用者支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○妊婦・乳幼児健診審査事業 ○こども家庭センター事業

■妊娠・出産・子育てにかかる経済的支援 子どもを産み育てるために必要な経済的支援を行うことで、子育てに関する家庭の負担軽減を図ります。	○すこやか医療費支援事業 ○不妊治療・不育症治療費助成金交付事業 ○新生児応援給付金事業 ○就学援助・特別支援教育就学奨励費事業 ○学校給食費保護者負担軽減事業
■地域全体で取り組む子育て支援 就業の多様化や共働き世帯の増加が進む中、市民や企業など地域全体で支援に取り組み、安心して子育て生活ができる環境づくりを図ります。	○子育て援助活動支援事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○延長保育 ○一時預かり事業 ○児童福祉センター長寿命化改修事業 ○乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)
1-1-3 こどもが活躍できるまちの実現	重点事業
■「こどもまんなか社会」の推進 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるように、多様な主体や施策が連携した取組を進めます。	○要保護児童家庭支援事業 ○こども計画策定に向けた取組

方針2 未来を担う子どもを守り育む教育の充実 (乳幼児教育・学校教育)

■現況と課題

本市の学校施設においては、坂東市学校施設長寿命化計画(個別施設)を策定し、計画的に維持管理が行われています。

また、本市では子どもの創造性を育むため、ICTを効果的に活用した教育の充実を図ることと、情報活用能力の育成が求められています。

また、国際化社会に対応した人材を養成するため、本市は文部科学省より教育課程特例措置を受け、小学1年生から英語教育を行い、外国語コミュニケーション能力の育成を図っています。

誰もが本市で学んだことを誇りに思える環境づくりを行うため、子どもの意見を取り入れつつ、柔軟な教育環境をつくっていくことが求められています。また、学校教育に不安を持つ家庭や子どもに対して、安心して学ぶことのできる環境づくりが必要です。

食育については、子どもたちの食への関心とふるさと坂東への理解を深めるため、給食に坂東市産の野菜やお米等の地元食材を使用するなど、地域の特色をいかした食育を行っています。今後は、栄養バランスの良い給食の提供と、地元食材をより知ってもらうため、工夫を凝らした食育を進めることができます。

子どもの貧困対策として、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、本市では、学用品費や給食費などについて必要な援助を行っています。引き続き、費用負担が難しい家庭に対しては、民生委員児童委員や学校、行政が連携を図りつつ、適切な支援を行う必要があります。

急速な少子化等による児童生徒数の減少により、近い将来、多くの学校が小規模校になることが予測されるため、教育環境の維持向上の観点から、学校の適正な規模について、早急に検討を進める必要があります。

■重点施策の展開方向(素案)

1-2-1 学校教育環境の充実	重点事業
■教育施設の改修及び長寿命化 校舎や体育館などの長寿命化を促進し、安全で快適な教育環境を計画的に整備します。また GIGAスクール構想の運用に必要なICT環境の維持・管理を図ります。	○小・中学校校舎等の老朽化対策 ○屋内体育施設整備事業 ○屋外体育施設整備事業 ○体育館空調設備設置の推進
■安全・安心な教育環境に向けて 子どもたちが安全・安心に通学できるよう、指定された通学路に安全対策を施し、事故防止、防犯対策を強化します。	○安全・防犯に対する通学環境の整備

1-2-2 時代の変化に即した教育の推進	重点事業
<p>■教育現場のブラッシュアップ 円滑な学校運営ときめ細やかな子どもたちとの関わりを実現し、時代の潮流に配慮した教育現場の充実を図ります。</p>	○GIGA スクール構想の推進(効果的な運用) ○教職員の資質向上 ○TT(チーム・ティーチング)特別配置事業
<p>■グローバル社会で活躍できる能力の育成 国際化社会に向け、ALT授業の拡充等による英語教育の推進や、情報モラルや情報リテラシー、プログラミングなどによる情報活用能力の育成を推進します。</p>	○外国語コミュニケーション能力の育成 ○中学生英語リッシュキャンプ ○情報活用能力の育成
<p>■誇れる教育環境を目指して 将来本市で学べたことに誇りを持てる、「知・徳・体」のバランスの取れた教育を目指し、子どもたちの学校に対する感想や意見を取り入れる柔軟な教育環境を構築します。</p>	○魅力ある学校づくりの推進
<p>■適正な学校規模の検討 児童生徒数が減少するなかで、教育環境の維持確保を図るため、適正な学校規模の観点から必要な施策等について検討を進めます。</p>	○学校規模適正化検討事業
1-2-3 健やかな心身を育む教育の場の充実	重点事業
<p>■学校給食による食育の実施 食に関する様々な知識を身に付けるとともに、坂東市産食材を使用した郷土食の継承など、特色ある食育を推進します。</p>	○食育指導の推進 ○学校給食における地産地消の推進 ○学校給食センター設備機器等の老朽化対策
<p>■安心して学べる環境の推進 学校教育に対する不安を持つ家庭や子どもたちに対し、安心して学べる環境を整えます。また、不登校児童生徒を抱えることで、子育てに不安や悩みがある家庭に対しての支援を行います。</p>	○教育支援センターの運営 ○介助補助員配置事業 ○訪問型家庭教育支援事業
<p>■豊かな心を育む教育の推進 「いじめ」や「人権侵害」に対する心の教育のほか、グローバル社会において、多様性を理解し、豊かな心を育む道徳教育を推進します。</p>	○モラル教育の充実

方針3 生き生きとした市民を育む生涯学習機会の提供

(青少年健全育成・生涯学習・スポーツ・
レクリエーション)

■現況と課題

本市の生涯学習については、市内の公民館を中心に各種講座を実施し、市民へ生涯学習の推進を行っています。なお、社会情勢の変化などの要因により、生涯学習に関するニーズや手法もより多様化・複雑化しています。そのため、誰もが気軽に学習できる環境の更なる充実が必要となっています。

また、青少年を取り巻く状況は核家族化等による社会環境の変化や高度情報化の進展により、大きく変化しています。本市では、「坂東市青少年センター設置条例」に基づき委嘱された青少年相談員等により街頭活動や声かけ等を行うことで、青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

本市は、平成17年に「坂東市スポーツ健康都市宣言」を行うとともに、各種のスポーツ活動や講習会等を開催し、総合体育館や野球場、陸上競技場を始め、多くのスポーツ施設が整備され、市民の健康増進、生涯スポーツの推進に取り組んでおり、本市最大のスポーツイベントとして「坂東市将門ハーフマラソン大会」を毎年実施しています。

■重点施策の展開方向(素案)

1-3-1 生涯学習活動の推進	重点事業
■公民館などの施設と連携した各種講座の推進 市民の要望を的確に捉え、公民館などの各種講座・学級等などによる学習機会を提供します。また、講座修了生の自主運営によるサークルへの移行を支援するとともに、活動中の自主サークルや団体等が実施する各種学習講座の支援を行います。	○公民館講座事業 ○猿島公民館耐震改修等事業
1-3-2 スポーツ振興の推進	重点事業
■豊かな活力と健康を育む スポーツへの関心を高め、健康で活力ある生活を送れるよう、スポーツの振興を推進するとともに、子どもたちの体力向上を推進します。	○坂東市将門ハーフマラソン大会の開催 ○小中学生の体力向上の推進 ○屋内・屋外体育施設整備事業

方針4 歴史の継承と郷土愛の醸成、文化の振興 (地域文化継承・芸術・文化)

■現況と課題

本市は平将門公ゆかりの地として歴史上貴重な文化財が現存し、平将門公を祭神とする國王神社や胴塚のある延命院などの史跡が存在します。これらを後世に伝えるため、地域と協力し維持管理を行っています。また、市域北部には戦国時代末期(1577年)後北条氏の北関東進出拠点として築城された逆井城があり、現在は城跡公園として一部復元され、市民の憩いの場として利用されています。

指定を受けた文化財についても、国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」ほか、県指定文化財が18件、市指定文化財が62件あり、歴史に彩られた貴重な地域資源が管理されています。

本市では、多くの伝統芸能がありますが、高齢化の進展による後継者の不足により継承が難しくなっています。

芸術、文化については、市内には総合文化ホール「ベルフォーレ」を始めとして、図書館と資料館の機能を有する「坂東郷土館ミューズ」などがあり、市民の芸術・文化活動の拠点となっています。これら文化施設の活用により、幼少期から芸術・文化に親しみ、気軽に参加することのできる環境づくりを推進することで芸術・文化活動を支援し、市民文化の振興を図ります。

■重点施策の展開方向(素案)

1-4-1 文化施設運営の充実	重点事業
<p>■市民の芸術・文化活動の振興</p> <p>市民の芸術・文化意識をより高めるため、多くの市民が参加したり、触れ合うことのできるような場と機会の提供を行います。また、コストを抑えた効率的な改修計画に基づき、施設の有効活用と長寿命化を目指した改修を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none">○坂東市文化振興事業団芸術文化事業○親しまれる図書館・資料館の利活用の推進○図書館資料購入事業○文化施設(坂東郷土館ミューズ、坂東市総合文化ホールベルフォーレ)の運営及び維持改修
1-4-2 史跡・文化財等の保全	重点事業
<p>■歴史・文化遺産の保護と活用</p> <p>平将門公終焉の地である國王神社や逆井城跡などを始めとする歴史・文化遺産の保護に努めます。また、郷土芸能を次の世代に継承・保存するため、後継者の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">○歴史的文化財等の保全と継承○伝統文化の継承への支援

「暮らしづくり」戦略プラン

(1) 「暮らしづくり」の基本方針

超高齢社会が到来し、後期高齢者の増加が進む中で、住み慣れた地域で安心して生活するためには、医療、介護、福祉等が安定して提供できる持続可能な「暮らしづくり」の実現に向け、着実に取り組むことが重要です。

様々な福祉分野の課題に包括的に対応する地域の支え合いシステムの構築や予防医療、介護予防などの健康寿命を延ばす努力により、社会保障費の抑制や生涯にわたり元気に活躍できる市民を増やしていくことが求められています。加えて、本市の自然環境や食文化、住環境などを活かし、健康で心豊かな暮らし方を広めていくことも重要です。

また、地域社会の多様化が進む中、性別・年齢・障がい及び国籍などの違いにより差別されることなく、社会の一員としてつながりながら、市民一人ひとりが活躍でき、市民が真の主役となるまちづくりを目指すことが重要です。

「暮らしづくり」においては、4つの基本方針を設定し、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実や健康長寿のまちづくりを進めるとともに、市民が積極的に参加し、支え合う協働のまちづくりに取り組みます。

～「暮らしづくり」の基本方針～

- 方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実
- 方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築
- 方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり
- 方針4 市民の暮らしを支える行政運営

方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実

(地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉)

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かな支援施策の充実と担い手の確保を図るとともに、介護・障がい・生活困窮・ひとり親・難病など各分野別の課題について、地域の中で包括的・横断的に解決する仕組みや支援体制づくりに引き続き取り組みます。

また、高齢者や障がい者が地域の中で積極的に活躍できるよう、就労などの社会参加や生きがいづくりを推進することで、誰もが生涯現役で活躍できるまちづくりを進めます。

あらゆる人が不自由なく安全に快適な生活ができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築

(予防衛生、健康づくり、医療、社会保障)

バランスのとれた食生活の実践や、日常生活の中で気軽に簡単に取り組むことができる体操や運動等の普及を推進するとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防などを図るため、健康づくりや健康診査に取り組み、市民の健康寿命の延伸を目指します。

また、安心して健やかに暮らせる基盤として、市民・医療機関・関係機関・行政が連携した地域医療体制の充実や感染症対策の強化、介護保険や国民健康保険など各種社会保障制度の安定的な運営を図ります。特に、少子高齢化に対応した施策として、医療・福祉が連携した高齢者の在宅ケアなどの地域包括ケアシステムの充実や、小児医療体制や母子保健対策の充実に取り組みます。

豊かな自然環境の中で、健康で心豊かに暮らすことができるよう、食や余暇活動など、様々な分野での活動や啓発を促進します。

方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり

(コミュニティ・市民協働・情報公開・男女共同参画・人権尊重・多文化共生)

地域の中で子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して生き生きと暮らしていくよう、人と人とのつながり、互いに支え合う基盤となるコミュニティの維持・活性化を図るとともに、市民・地域・行政・企業などが協力し、みんなで地域の課題に取り組む協働のまちづくりを推進します。

また、女性も男性も仕事と子育て・介護など家庭生活を両立させながら、活躍できる環境づくりとして、市民・地域・企業などが協力し、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育て後の復職等の就労を支援します。

人権に関する法令等の趣旨に基づき、性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題・いじめ問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消され、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現を目指し、人権に関する啓発活動や教育などを進めます。

方針4 市民の暮らしを支える行政運営（行政運営・財政運営）

市民からの多くの声を取り入れ、市民が主役の行政運営を進め、市民目線に立った事務の効率化、デジタル技術や人材の活用、民間との協働などにより、市民サービスの向上を図ります。

また、人口減少や将来の税収減を見据え、ビルドアンドスクラップの観点のもと、投資効率の高い市民要望を中心とした財政投資や、行政のスリム化、組織構造の見直し、市有財産の適切な管理、財源の確保等により、未来に負担を先送りしない、持続可能な行財政基盤の確立に取り組みます。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 地域の中で誰もが安心して暮らせる福祉の充実

(地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉)

■現況と課題

本市の65歳以上の人団は、常住人口で令和7年10月1日現在15,972人で、総人口の32.0%となっており、超高齢社会を迎えています。

今後は、高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉ニーズの多様化や、介護保険認定者の増による社会保障費の増加が懸念されます。平均寿命が延びる中で、健康寿命を長く保ち、生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防を強力に推進する必要があります。

本市では、地域における介護予防の重要な拠点及び高齢者の総合的な相談・支援窓口として市内3か所に地域包括支援センターを設置しています。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ることが必要です。

近年では、障がいや生きづらさを抱えた人が増加しています。このため、誰もが安心して暮らせるよう日常的な生活の支援や見守り体制の充実が必要となっています。

令和2年6月に社会福祉法が改正され、いわゆる「8050」やダブルケアなど複数の生活上の課題を抱える個人や世帯に対し、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて複合的に関わっていく重層的な支援体制を整備していくことが示されました。

また、地域の担い手不足は大きな課題です。そのため、人生経験豊富で技術や知識を持つ高齢者は、今後もできる限り地域の担い手として活躍することが期待されています。今後、高齢者や障がい者の就労・学習・スポーツ活動や地域活動などの社会参加を促進することで、生きがいづくりや活躍につなげる取組がこれまで以上に重要となっています。

■重点施策の展開方向（素案）

2-1-1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	重点事業
<p>■地域包括ケアシステムの充実 すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症施策推進事業
<p>■介護予防・生活支援サービスの充実 要介護状態に進行する可能性の高い高齢者を早期に発見し、その人にあった介護予防・生活支援サービスを提供することで状態の維持改善を促すとともに、元気な高齢者に対しては予防のための健康づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業
2-1-2 地域福祉の充実	重点事業
<p>■地域の見守り体制の充実 障がい者や高齢者、生活困窮者が安心して生活していくため、地域の見守り体制の充実を図ります。緊急通報システムの設置などにより、生活上の不安感の解消に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り体制の充実 ○「愛の定期便」事業 ○緊急通報システム事業 ○民生委員活動の充実 ○買い物支援事業
2-1-3 重層的な支援体制の充実	重点事業
<p>■複合的な困りごとへの支援 子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制を整備し、アウトリーチや多機関協働機能の強化などの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的な支援体制の整備

2-1-4 その人らしく生活できる社会の実現	重点事業
<p>■高齢者の社会参加の促進 高齢者が幅広い分野で生きがいをもって活躍できるよう、就労支援など、長年にわたつて培ってきた知識や技術等をいかせる機会の拡充や、交流の場づくりなどにより社会参加を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○シニアクラブ活動の支援 ○高齢者労働能力活用事業 ○高齢者の居場所づくり事業
<p>■障がい者の社会参加と自立の促進 障がい者が快適に生活し地域の中で積極的に活動できるよう、日常生活の支援や社会参加を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○こども発達センターの運営 ○地域活動支援センター事業

方針2 生涯現役でやすらぎに満ちた健康長寿社会の構築 (予防衛生・健康づくり・医療・社会保障)

■現況と課題

生活習慣病は食生活や生活習慣を始め、ストレスや運動不足等、複合的な要因によって引き起こされることから、改善可能な要因から改善することにより生活習慣病の予防を図り、生涯にわたり健康維持や増進に努める必要があります。

本市の平均寿命は、令和2年市区町村別生命表の結果によると、男性が79.8歳（県平均80.9歳）、女性が86.0歳（県平均86.9歳）となっており、男性、女性とも県内では最下位となっています。

医療面では、本市は県医療計画において「古河・坂東保健医療圏域」に含まれています。

令和7年度に実施した市民意識調査の結果によると、本市を住みにくいと考える理由として「医療体制が不十分」と考える割合は約26.4%となっています。

本市の令和7年度における介護保険料は、標準の負担率(1.0)で年間64,200円となっています。今後高齢化の進展や要介護者が増加する中で、持続可能な社会保障制度の運営を国・県と連携しながら進めていくことが求められています。

■重点施策の展開方向（素案）

2-2-1 市民の健康づくり対策の支援	重点事業
<p>■健康増進への支援</p> <p>生活習慣病などを早期に発見できるよう、健康診査を実施します。更に、健診後の指導の充実を図ります。後期高齢者の健康寿命増進のため、市と地域の関係団体・医療機関等が連携し、保健事業、介護予防について、切れ目なく、一体的な実施を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">○特定検査審査・特定保健指導の実施○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施○がん検診推進事業（新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業）○生活習慣の予防推進
2-2-2 持続可能な社会保障	重点事業
<p>■国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営</p> <p>国民健康保険、介護保険制度の安定的な運営を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">○健康保険の適正な資格管理○介護保険制度の円滑な運営

方針3 すべての人が支え合い、活躍できる協働のまちづくり (コミュニティ・市民協働・情報公開・女共同参画・人権尊重)

■現況と課題

本市では、市民の市政に関する理解を深めることを目的に「まちづくり出前講座」を実施しています。また、市民の声、パブリック・コメントや各審議会委員の公募など、市民意見の聴取に努めることで、行政運営への市民参画にいかしています。

本市では、多くの市民や団体により様々な活動が展開されています。また、市民団体による市民協働のまちづくり事業への支援や坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」事業などにより、地域の担い手の育成に努めています。

今後、市民協働を更に推進するためには、様々な活動を通して市民と行政がともに市民協働の考え方を深めると同時に、地域活動等において活躍の場を提供し、みんなでまちづくり活動や地域の課題等に取り組むなど、協働・支え合いの輪を広げていくことが求められています。

広報の分野においては、広報紙である広報坂東、お知らせ版、声の広報、市民便利帳などのほか、ICT等の進展による情報伝達方法の多様化に対応して、各種情報媒体の特性を踏まえた情報提供を行っています。今後は、情報提供内容の充実やバリアフリー化を図ることが必要です。また、様々な意見やニーズの把握のため、インタラクティブ(双方向・対話形式の)コミュニケーションの活性化が必要となっています。

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢が大きく変化していく中で、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要です。このため、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が必要とされています。

本市においても、令和6年9月1日に「いばらきダイバーシティ宣言」に登録し、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を推進しています。

■重点施策の展開方向（素案）

2-3-1 誰もがやりたいができるまちの実現	重点事業
■市民の市政に対する理解と参加の促進 出前講座などにより、市民の市政に対する理解を深めるとともに、各種懇談会等の開催、市民の声、パブリック・コメント、各審議会委員の公募などにより、市民意見の反映や市政への参加のきっかけづくりを推進します。	○まちづくり出前講座の推進 ○意見を聞く機会の充実

<p>■市民のまちづくり活動への支援 個人や団体、地域コミュニティによる自主的なまちづくり活動の支援や坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」事業などの実施により、まちづくりの人材育成を図ります。</p>	<p>○まちづくり活動の支援 ○担い手育成事業(坂東市民協働大学「バンドウミライ楽考」)</p>
<p>■広報・情報提供の充実と多様化 政策に関する情報や様々な出来事、注意喚起など市民ニーズに沿った情報を、市民にわかりやすく広報紙やSNS等で周知し、市政への関心や理解を向上します。</p>	<p>○広報紙の発行 ○市民便利帳の発行</p>
<p>■ダイバーシティ社会へ向けて 多様な人材が活躍できる就業環境を目指し、雇用の機会均等を図るとともに、一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、誰もが個々の能力を発揮できる社会の実現に向けた取組を推進します。 国籍や民族が異なる人々が、互いの文化的背景を尊重し、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生の取組を推進します。</p>	<p>○女性職員活躍の推進に関する特定事業 主行動計画の推進 ○多文化共生への取組推進</p>
<p>■差別のない自由で平等な社会への推進 性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題、いじめの問題など、あらゆる差別や人権侵害が解消される社会づくりを進めます。</p>	<p>○人権研修への参画</p>

方針4 市民の暮らしを支える行政運営

(行政運営・財政運営)

■現況と課題

国では「行政DX(デジタルトランスフォーメーション)」として、行政のデジタル化を推進しており、その一環としてマイナンバーカードの普及を進めています。マイナンバーカードを取得することで、簡単にコンビニ交付サービスを利用することができるようになりました。

人口減少社会の中で行政機能を維持しつつ、市民の利便性の向上を図るためにデジタル技術を活用したスマートな行政運営が必須であることから、今後AI等の各種ツールを活用した、効率的で効果的な「デジタル行政」への転換が喫緊の課題となっています。

市政を次代につないでいくため、行財政改革への取組や、投資効率の悪い事業は廃止も含めた抜本的見直しを行うなど、市民のニーズに即した費用対効果の高い財政投資が求められるとともに、世代間負担の公平性を確保しつつ、透明性の高い財政運営が求められています。

公共施設等については、人口減少を見据えた再編(集約化・複合化)や縮減を行うなど、施設保有量の適正化を進めるとともに、効率的、効果的な維持管理を図る必要があります。

未利用となっている市有地については、その維持管理に要する経費が財政上の負担となっていることから、利活用についての検討を進め、売却等を含めた公有資産の最適化を図る必要があります。

■重点施策の展開方向（素案）

2-4-1 行政運営の効率化と市民サービスの向上	重点事業
<p>■行政運営体制の効率化</p> <p>行政のスリム化を推進するとともに、デジタル技術の導入に伴う市民利便性や業務の効率化を追求し、デジタル行政への転換を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none">○デジタル化による市民サービスの向上及び事務効率化に向けた検討、計画の推進○定員適正化計画の推進○人事評価制度の効果的な運用
<p>■窓口機能の充実</p> <p>利便性の高い行政サービスの提供を図るために、デジタル活用による効率化を推進するとともに、さしま窓口センターについて複合的な機能充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none">○マイナンバーカード交付の推進○マイナンバーカード普及に伴う利用促進○証明書発行機能付きマルチコピー機の設置・運用○さしま窓口センターの充実○地域複合施設整備事業

2-4-2 次世代に負担を残さない行財政基盤の確立	重点事業
<p>■財政運営の健全化・透明化・強化 事業の選択と集中による財源の重点的・効果的な配分や、多様な財源の確保に努め、将来への負担を残さないよう、財政運営の健全化を図ります。また、PDCAサイクルの運用を強化し、フィードバックされた結果と予算を的確にリンクさせることで財政運営の透明化に努めます。</p>	<p>○PDCA サイクルの効果的な運用 ○中期財政見通しの策定及び公表 ○自主財源の確保に向けた取組の強化</p>
<p>■市有財産の有効活用と保有量の最適化 公共施設等総合管理計画に基づき、市有財産の適切な維持管理と保有量の最適化に努めるとともに、未利用資産については売却等を含めた検討を十分に行い、管理コストの削減と財源の確保を図ります。</p>	<p>○PPP(公民連携)の推進 ○未利用資産の取扱い検討及び処分</p>

「都市づくり」戦略プラン

(1) 「都市づくり」の基本方針

「都市」は、ひとが活躍し、暮らしを営む舞台です。

近年、多発し激甚化する地震、集中豪雨などの大規模災害や、感染症の流行、多様化・複雑化する事件・事故の発生などに対し、暮らしの舞台として、市民が安心して快適に暮らしていく安全・安心な「都市づくり」が求められています。

また、急激な少子高齢化による人口減少社会において、将来も持続可能なまちとなるためには、本市の豊かな自然環境や、都心から50km圏という地理的優位性を活かし、定住や移住の促進を図り、市を支える人口を確保するための様々な対策が必要です。

「都市づくり」では、5つの基本方針を設定し、市民の生命や財産を守る安全・安心な環境づくりと、豊かな自然の恵みを享受しながら快適な暮らしを営むための生活基盤づくりに取り組みます。

～「都市づくり」の基本方針～

- 方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり
- 方針2 圏央道等の交通環境をいかす地域づくり
- 方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり
- 方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり
- 方針5 市民とともに進める都市マーケティング

方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり（防災・消防・防犯・交通安全）

近年多発する様々な災害に備えて、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ります。

また、警察や地域等と連携し、多様化・複雑化する犯罪の防止に努めるとともに、高齢社会の進行に伴って増加傾向にある、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故等への対策を進めます。

方針2 圏央道等の交通環境を いかす地域づくり

(広域交通網、土地利用、公共交通)

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や国道354号など、地域の発展を支える広域交通網の整備効果を最大限発揮するための交通ネットワークの整備・充実を図るとともに、都市と自然が調和した総合的かつ計画的な土地利用を推進し、魅力ある地域づくりに取り組みます。

また、市民の移動ニーズに応じた効果的・効率的な公共交通網の確保・維持に取り組むとともに、東京都心部とのアクセスを改善するため、関係自治体等と連携・協力し、東京直結鉄道(地下鉄8号線)の誘致促進及び(仮称)茨城県西縦断道路の建設促進や、国道354号バイパス(立体交差化)及び主要地方道つくば・野田線(芽吹大橋を含む)の4車線化の実現を促進します。

方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり

(幹線市道・生活道路・橋りょう・上下水道・公園・緑地・景観・河川・斎場・住宅)

誰もが本市の豊かな自然の恵みを感じながら快適に暮らせる優良な住環境の整備や、道路・上下水道等の生活基盤、公園・緑地・景観等の環境の充実に取り組みます。

また、強靭な生活基盤づくりを進めるため、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)に配慮した公共施設・インフラ資産の適正管理を推進するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークによる機能的なまちづくりに取り組みます。

方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり（自然環境・ごみ処理）

本市の魅力である豊かな自然環境を次世代に残し伝えていくため、一人ひとりが環境と向き合い、自然環境の積極的な保全や活用に努めるとともに、ごみの減量化・再資源化や生活排水対策など、循環型社会の推進を図ります。

また、市民・事業者・行政が協働して、不法投棄や公害を未然に防止する環境づくりをより一層推進するとともに、地球温暖化対策や新エネルギーの有効利用など、中・長期的な視点による地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

方針5 市民とともに進める都市マーケティング

（人口政策・シティプロモーション・情報の発信）

施設や風景・文化など、本市が有する様々な地域資源の魅力について、市民共感のもと、豊かな自然景観や長い歴史・文化等を通して学び、地域に誇りを持って、再認識するとともに、最先端のデジタル技術等について、まちづくりの様々な分野への利活用を推進するなど、時代に即した新たな魅力を創造、再構築していきます。

また、「都市のモノ・コト」と人のつながりを強化し、本市に潜在する新たな魅力を創出するとともに、市民と行政がともに魅力を共有し、発信していくことで、より多くの人に共感され「選ばれるまち」となるよう、求められるものを効果的に提供できる「都市マーケティング」の強化に取り組んでいきます。

また、市内への移住定住を促進し、職住近接のまちづくりを進めるため、企業と連携して地元雇用の支援を行うとともに、新たな働き口を確保するための企業誘致や起業・創業支援に取り組みます。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 市民の生命や財産を守る環境づくり

(防災・消防・防犯・交通安全)

■現況と課題

平成23(2011)年3月に起きた東日本大震災以降も、平成27年に平成27年9月関東・東北豪雨、令和元(2019)年9月の台風19号などの大規模災害が発生し、令和6年には、令和6年能登半島地震、令和6年9月能登半島豪雨と被災地における連続した災害も発生しています。

本市では、これまで地域防災計画に基づく防災体制の充実や自主防災組織の育成、防災資機材の整備等に取り組んできました。

平成31年3月には、「坂東市総合防災マップ」を作成し、風水害、地震、火災に関する情報提供を図りました。本マップでは、災害発生時におけるタイムラインの考え方を示したりするなど、新たな考え方を提示しています。

また、防災ラジオや市情報メール一斉配信サービスなどの活用により、市民への情報提供を効果的に行ってています。

令和7年度に実施した市民意識調査によれば、「災害情報の発信力強化」は市民の満足度は全調査項目25施策中4番目に高い状況ですが、これまで以上に、災害時ににおいてより多くの人に正しい情報を素早く伝えられるよう、防災ラジオの普及促進やSNS等を活用した情報提供などの確保に努める必要があります。

災害発生時においては迅速かつ適切に対応できるよう、飲料水、各種資機材等、災害時に必要となる資材及び備蓄品の確保に取り組むとともに、他自治体、企業との防災協定の締結を行い、復旧対策の体制整備に努めています。なお、防災協定に関しては、災害時に実効性あるものにしていくため、日頃から官民が連携して防災力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

また、外国人の方や、障がい者に対しても災害時にスムーズな支援ができるよう、更なる防災力の向上に取り組むことが必要です。

■重点施策の展開方向（素案）

3-1-1 災害に強いまちづくりの推進	重点事業
<p>■防災情報基盤の充実・強化</p> <p>日常から防災に関する意識を保ち、多彩な手段により早く正確な市民への情報提供に努めます。また、誰も取り残さない防災体制に向けた課題を検討し、防災の充実・強化に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識啓発事業 ○防災協定締結の促進 ○防災情報ツールの普及促進 ○ダイバーシティ社会での防災体制に関する検討促進 ○障がい者等に関する避難計画の策定
<p>■災害に強い基盤の確保</p> <p>災害時におけるライフラインの状況や罹災状況の早期把握のための情報管理体制を構築するとともに、迅速な復旧が可能となるよう、復旧体制の整備に努めます。また、災害備蓄品の有効利用に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン確保体制の充実 ○災害備蓄品の適正管理と有効利用
3-1-2 安全・安心のまちづくりの推進	重点事業
<p>■市民生活の安心の確保</p> <p>消防団を始めとした地域防災活動を支援し、地域防災力の維持・向上に努めます。防犯・交通の観点から、市民が安心して生活できるよう、抑止力の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯及び防犯カメラの設置・維持管理事業 ○地域防災力の維持及び支援 ○街路灯 LED 化推進事業

方針2 圏央道等の交通環境をいかす地域づくり (広域交通網・土地利用・公共交通)

■現況と課題

本市では、平成29年に坂東インターチェンジが供用開始となり、東京周辺や横浜、つくば、成田などの拠点都市を結ぶ首都圏中央連絡自動車道(圏央道)に接続したことから、自動車交通の利便性が飛躍的に向上しました。

一方で、市内には鉄道がなく、最寄り駅や周辺市町へ向かう路線バスが運行されていますが、利用者の減少に伴い、路線の廃止、減便が進んでいます

本市では、市民が安心して利用できる、地域に根差した公共交通を目指し、市内を巡回するコミュニティバス「坂東号」を運行するとともに、平成24年からは市内全域をドア・ツー・ドア方式で運行する、デマンドタクシー「らくらく」を運行しています。

公共交通に関しては、市民生活の実態を踏まえ、都心までの通勤・通学や近隣市町への通院等の手段確保の観点に加え、本市への来訪者のアクセス向上も必要であることから、市外との公共交通ネットワークの確保・充実を図るとともに、公共交通を上手に活用する意識や公共交通を乗って守る意識など、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることが必要です。

自家用車を始めとする本市の車両登録数(軽自動車、二輪車を除く)は、令和7年4月1日現在で32,526台となっており、やや減少傾向にあります。

なお、高齢者の運転操作ミスによる自動車事故を未然に防ぐため、運転に不安のある高齢者等の運転免許証の自主返納と地域公共交通の利用を促進します。

■重点施策の展開方向（素案）

3-2-1 地域公共交通の確保・維持・改善	重点事業
<p>■公共交通ネットワークの構築</p> <p>公共交通が利用しやすく、かつ効率的なものとなるよう、市民ニーズや移動特性を把握し、地域の特性に適した公共交通ネットワークを構築します。</p>	<p>○コミュニティバスの再編及び交通結節点の再配置</p>
<p>■公共交通の確保・維持</p> <p>市外の鉄道駅や医療機関等へのアクセスを確保するため、バス事業者と連携しながら、民間路線バスを維持していくとともに、輸送資源の有効活用と全体最適を図りながら交通空白地域や交通弱者に対する移動手段を確保するため、効果的にコミュニティバスやデマンドタクシーを運行します。</p>	<p>○コミュニティバス「坂東号」の運行</p> <p>○デマンドタクシー「らくらく」の運行</p> <p>○周辺鉄道駅・医療機関等へのアクセス</p>

■公共交通の利便性向上と利用促進 利用者の視点から公共交通の問題点等を把握・整理し、改善に努めます。また、運転免許返納者が公共交通を日常的に利用し、利便性が向上するよう、公共交通利用券の普及に努めます。	○公共交通利用料金助成事業 ○高齢者運転免許証自主返納等支援事業 ○公共交通へのデジタル技術の導入
3-2-2 土地利用施策の推進	重点事業
■発展する都市形成と安全安心を両立する総合的な土地利用施策 首都圏近郊の地理的優位性や圏央道や国道354号バイパス等の整備効果を生かした市の発展に資する都市形成を図るとともに、市民が不安になるような好ましくない不適切な土地利用行為を未然に防止し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に努めます。	○総合的・包括的な土地利用計画

方針3 快適・安全に暮らせる生活基盤づくり (幹線市道・生活道路・橋りょう・上下水道・公園・緑地・景観・河川・斎場・住宅)

■現況と課題

本市の地籍調査事業は、猿島地域の要調査地区は完了していますが、岩井地域は現在も調査を継続しており、要調査面積67.19km²に対して令和5年度末の登記完了面積が14.93km²、進捗率22.2%となっています。今後も、土地の保全や取引の円滑化のため、早期完了を図る必要があります。

本市の幹線市道については、令和2年度末において、1級路線は59.4kmのうち50.7km、2級路線は45.1kmのうち31.1kmの整備が完了しています。今後は、関連する幹線道路・都市計画道路と一体的・有機的な整備を図る必要があります。

ライフラインとなる上水道については、令和5年度の給水人口44,089人、年間給水量5,221千m³で、普及率は86.7%となっています。

なお、上水道については、既設の基幹施設や配水管の老朽化により更新や再整備が必要な時期に来ています。そのため、今後の水道事業の運営にあたっては、民間の事業経営ノウハウの活用や広域化への参画、将来を見据えた事業計画により、経営の効率化や経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善の役割を担うとともに、市街地における雨水対策として浸水被害を軽減する役割を担っています。公共下水道の令和5年度の普及率は37.9%、農業集落排水事業の普及率は同年で10.8%となっています。今後は、老朽化に伴い下水道施設の改築更新投資等に膨大な費用が必要とされています。その反面、人口減少による使用料収入の減少等が見込まれることから、下水道事業における経営基盤の一層の強化が必要となっています。

■重点施策の展開方向（素案）

3-3-1 土地情報の整備推進	重点事業
■地籍調査事業の早期完了 計画的な土地利用を図るため、一筆ごとの土地情報を正確なものにする地籍調査事業を推進し、早期完了を目指します。	○地籍調査事業
3-3-2 生活関連道路・橋りょうの改良	重点事業
■幹線市道の整備 国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、計画的な幹線市道の整備を図ります。	○1級路線道路新設改良 ○2級路線道路新設改良 ○坂東 PA ハイウェイ・オアシス関連道路事業

■生活道路・橋りょうの改良促進 関係機関との緊密な協議・調整を行い、地域住民と合意形成を図りながら、生活道路・橋りょうの改良を進め、市民生活の利便性の向上を図ります。	○その他路線道路新設改良 ○橋りょう維持事業
3-3-3 上下水道事業経営基盤の強化	重点事業
■経営戦略に基づく持続可能な水道事業の推進 持続可能で強靭な水道事業経営を行うため、財政収支予測や経営戦略等の内容を踏まえ、中長期的な視野に立った経営を進めるとともに、既存施設や管路の計画的な更新・長寿命化を進めます。	○安定供給と将来の事業継続を見据えた広域連携の推進 ○計画的な施設整備の推進
■下水道事業(農業集落排水事業)の安定的な運営とストックマネジメント計画に基づく管理の実施 公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を目的に、下水道事業計画事業計画区内の汚水管渠普及率を上昇させるとともに、近年頻発化・激甚化する災害に対して市民生活に安全度を高め、下水道施設の持続的な機能確保のため、老朽化対策、耐震化対策及び耐水化対策を推進します。	○ストックマネジメントの計画の推進 ○施設の老朽化対策及び耐震化 ○汚水管渠整備事業
3-3-4 良好的な住環境の整備	重点事業
■空家対策の推進 地域住民の安全・安心なまちづくりを目指し、人口減少等により増加傾向にある空き家の適正管理や利活用の支援を行うなど、空き家対策の推進を図ります。	○空家対策事業 ○空家等対策計画の見直しと改定
3-3-5 安全・安心なインフラ整備	重点事業
■公園施設老朽化対策の推進 公園施設の老朽化により、利用禁止、施設自体の撤去等が生じているため、計画的な維持管理を行い、安全で快適な利用確保を図ります。	○公園施設長寿命化対策事業

方針4 豊かな自然環境と共生するまちづくり (自然環境・ごみ処理)

■現況と課題

本市の南東部には、首都圏では貴重な野鳥や植物、多様な生態系を育む菅生沼があり、首都圏近郊緑地保全区域に指定されています。菅生沼に隣接する「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」は、首都圏から多くの来館者が訪れ、賑わいをみせています。

本市のごみ処理については、近隣市町と共同運営するさしま環境管理事務組合により事業を行っています。また、し尿処理については、市の公共下水道、農業集落排水事業を中心とし、区域以外の処理においては、岩井地区では常総衛生組合、猿島地区ではさしま環境管理事務組合において処理事業を行っています。

市内の各家庭から排出されるごみ収集量は、令和5年度で15,731t、市民1人当たり収集量は、年間では300.0kgとなっており、いずれも減少傾向となっています。

また、本市が首都圏近郊に位置し、東京都、千葉県、埼玉県に近接していることや、平地林や田畠が数多く点在している状況から、廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況となっており、警察との連携による対応を進めるほか、市と市民が協働し不法投棄防止により力を入れていくことが求められています。

近年、ヤードと呼ばれる自動車解体施設が急増したことで、平地林や田畠が減少するだけでなく、無秩序な事業者等による居住環境の悪化や今後のまちづくりに影響を与えるかねない状況となっています。

なお、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs※:Sustainable Development Goals)が定められ、17のゴール・169のターゲットが位置付けされました。また、令和2年7月28日には、「廃棄物と環境を考える協議会」にて、二酸化炭素の排出抑制に向けたゼロカーボンシティ宣言を行いました。

■重点施策の展開方向（素案）

3-4-1 クリーン社会への取組の推進	重点事業
<p>■循環型社会への取組 一般家庭から排出されるごみの適正な分別を周知・実施することで、資源物リサイクルの推進に努めるとともに、地球温暖化の観点から廃棄物の減量を推進します。</p> <p>■ゼロカーボンシティに向けた取組 ゼロカーボンシティ宣言に対する活動に対して、2050年までの二酸化炭素排出ゼロへの活動を推進します。</p> <p>■環境保全に関する教育の推進 クリーン社会について、幼少期から身近な自然環境の保全などについて自ら考え、学ぶことで、SDGsに対する理解や、環境保全に関する理解を深める教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理事業(資源ごみの有効活用の検討及び自主財源化の推進) ○家庭ごみの減量化 ○生ごみ処理機等購入補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ○マイボトル用ウォータースタンドの設置 <ul style="list-style-type: none"> ○小中学生や市民への環境保全の啓発 ○クリーン坂東の実施
3-4-2 豊かな地域資源の保全	重点事業
<p>■豊かな自然環境を守る取組の推進 環境基本計画に基づき、平地林や水辺空間など、本市の貴重な自然環境の保全に努め、景観を保護します。</p> <p>■未来へ残す良好な自然の保全 市民の健康を守るため、関係機関と連携しながら適正な廃棄物処理を行うことで、公害防止対策を推進します。 環境に関する関連法令の遵守と、工場や事業所等に対して、必要に応じて情報提供や指導を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水質及び底質検査 <ul style="list-style-type: none"> ○公害対策(特定施設設置事業者の適正な指導)
3-4-3 不法投棄対策の推進	重点事業
<p>■共同で取り組む不法投棄対策の推進 犯罪行為である不法投棄を本市、茨城県、警察、市民など協働で防止対策を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄対策(土砂や産廃の不法投棄監視の強化)

方針5 市民とともに進める都市マーケティング (人口政策、シティプロモーション、情報の発信)

■現況と課題

市外からの来訪者を増やしたり、移住・定住などを進めたりしていくためには、まちの情報や魅力を市外の方に知っていただくことが重要であることから、近年、「シティプロモーション」の考え方方が浸透してきています。

本市では、平成27年度に「坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年に策定された「第2期戦略プラン」の中に一体的に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含し、策定しています。

また、本市の魅力を発信するため、市のホームページ等を活用して、動画等による情報発信をしています。今後は、本市の魅力や情報を市内外へ効果的に発信することで、知名度の向上や交流人口の増加などまちの賑わいを充実させることが求められています。

■重点施策の展開方向（骨子案）

3-5-1 人口政策の推進	重点事業
<p>■移住・定住の促進</p> <p>既存資源等を活用した良好な住環境の整備や生活支援制度の充実等に取り組み、本市への移住・定住を促進します。</p> <p>地元定住やUIターン、他市区町村からの移住を促進するため、奨学金返還支援等の若年層の経済的負担軽減に取り組むとともに、雇用創出や子育て支援の強化等、魅力ある地域づくりの推進に努めます</p>	<ul style="list-style-type: none">○子育て世代定住促進奨励金○わくわく茨城生活実現事業○工業団地人材確保移住奨励金事業○奨学金返還支援補助金○医療福祉職奨学金返還支援補助金
3-5-2 地域の魅力発信(シティプロモーション)	重点事業
<p>■地域の魅力発信(シティプロモーション)</p> <p>本市に潜在する新たな魅力を探るとともに、発見した魅力について関係機関との協働により戦略的に発信することで、まちのブランド化と関係人口の創出・拡大に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none">○各種メディア・SNS等への発信の推進○ふるさと納税事業への取組

「仕事づくり」戦略プラン

(1) 「仕事づくり」の基本方針

急激な人口減少、少子高齢化が進行する中で、誰もが自分らしく活躍できるよう、農業、商業、工業等のあらゆる分野において、自身が活躍する場を選択できる「仕事づくり」を進めることができます。

本市の基幹産業である農業分野では、利根川沿いの肥沃な大地でつくられる坂東ブランドの米や生鮮野菜、さしま茶などの豊かな農産物や特産物を活かした競争力のある農業を目指す必要があります。

また、工業、商業、観光等の分野においても、分野を超えて連携し、雇用の拡大や地域経済の活性化に繋げることが必要です。

「仕事づくり」では、3つの基本方針を設定し、農業の振興や担い手の育成に取り組むとともに、圏央道坂東インターチェンジ(坂東IC)の交通利便性をいかし、企業の誘致などの雇用の場の創出、PR強化による観光集客の拡大などを図り、誰もが活躍できる仕事づくりに取り組みます。

～「仕事づくり」の基本方針～

- 方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成
- 方針2 圏央道の交通利便性をいかした産業活性化
- 方針3 新たなひとの流れをつくる観光と交流

方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成（農業の振興、農業基盤整備）

農業は、本市の基幹産業であるため、懸念される後継者不足に対する施策に取り組み、育成支援を推進するとともに、生産基盤の強化による生産性の向上を図ります。

また、商業、工業、サービス業など産業分野全般と連携した6次産業化に取り組み、新商品の開発等により農業の高付加価値化を進めるとともに、地元野菜のPR強化や、本市から世界へ発信された歴史を持つさしま茶など、農業全般の活性化を図ります。

方針2 圏央道の交通利便性をいかした産業活性化（工業、商業・サービス業、消費者の保護・育成、雇用・労働）

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は令和8年度に4車線化の完了が予定され、利便性の向上が見込まれることから、圏央道利用による都心へのアクセス性をいかした工業団地等への企業誘致や地域の整備、空き店舗等の有効活用などにより、本市の商工業の活性化に取り組みます。

また、市内での新規創業者への支援や地域連携による新たな商品の開発、新産業を創出する取組を支援します。更に消費者保護の観点から、犯罪行為等による消費者被害や消費生活全般に対し、適切な情報提供に努めます。

方針3 新たなひとの流れをつくる観光と交流（観光、交流）

圏央道坂東ICの周辺開発に伴う坂東PAハイウェイ・オアシス事業を推進し、整備効果を十分に活かして地域の活性化を図ります。

菅生沼などの豊かな自然や平将門公の関連史跡のほか、「秀緑」「坂東将門の里」等の観光交流施設やミュージアムパーク茨城県自然博物館などの博物館施設、本市の基幹産業である農業や特産品であるさしま茶など、地域資源を効果的・積極的に利活用した「坂東ブランド」のPR強化に取り組み、観光集客の拡大を目指します。

また、様々な地域や団体等と連携、協力し、平将門公等の地域の歴史・文化などの地域資源を活用したイベント等を開催し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。

(2) 重点施策と重点事業

方針1 坂東ブランドとしての農業の振興と担い手育成

(農業の振興・農業基盤整備)

■現況と課題

本市は、主に首都圏に出荷する野菜の主要な生産地となっており、特に夏ネギ、春レタスの収穫量は日本一となっています。

しかし、一方では本市農業を取り巻く状況は、高齢化等による農業従事者の減少を受け厳しさを増しており、本市の総農家数の推移においても、平成12年の4,209戸から令和2年には2,326戸と減少は顕著となっています。本市農業の代表的担い手として位置付けられる認定農業者数も年々減少傾向となっています。そのため、早急な担い手の育成・確保が求められています。

今後は、担い手・労働力の確保を図るため、ロボットやICT等を活用することにより、データの分析結果を基にした農業経営や、6次産業化による取組などを進めることができます。

本市農業への理解と関心を深めるとともに農産物の魅力を市内外に発信するため、市内小学生を対象に特産品のさしま茶に親しむ機会として「さしま茶ふれあい学習」を毎年開催しているほか、「全国ねぎサミット」への参加や大消費地東京での「野菜即売会」を開催し、地元生鮮野菜のPRなどに取り組んできました。

今後は、茨城県の銘柄産地の指定を受けている夏ネギ、春レタスなどの生鮮野菜や、さしま茶などの坂東ブランドの知名度向上に向けて、積極的なPRを戦略的に進めていく必要があります。更に、将来に向けて農業の可能性を拓げるため、特産物を活用した新たな商品開発や新たな分野での活用などに取り組んでいく必要があります。

■重点施策の展開方向（素案）

4-1-1 農業の担い手の確保・営農支援の充実	重点事業
■農業の担い手の確保 次代を担う農業者を志す就農希望者や新規就農者に対し支援を行い、基幹産業の維持や拡大を行います。	<ul style="list-style-type: none">○新規就農者育成総合対策経営発展支援事業・経営開始資金○農業後継者育成奨学金事業○経営体育成支援事業○経営継承・発展等支援事業
■営農支援の充実 農業協同組合や農業改良普及センターなどの関係機関と連携した農業者支援を行うとともに、農業者団体等の地域農業の発展や育成に対する取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○農業経営基盤強化資金利子助成事業○農業団体育成事業

4-1-2 未来へつなぐ農業基盤の構築	重点事業
<p>■農地の集積推進 地域計画の具現化及び農地の集積・集約化を円滑に進め、意欲的な農業者へ農地の有効利用や農業経営の効率化を図り、農作業効率の向上、コスト削減、遊休農地の発生抑制などを目指します。</p>	○農地中間管理機構集積事業 ○畠地帯総合整備事業
4-1-3 地元農産物の PR 強化	重点事業
<p>■魅力ある坂東ブランドづくりと PR 強化 銘柄産地の指定によるブランド力の向上を図るとともに、販路の拡大や消費者への有効なPRを行い、生鮮野菜やさしま茶などの坂東ブランドの定着を図ります。</p>	○全国ねぎサミットへの参画 ○野菜即売会への参画 ○デジタル技術を活用したブランド力の向上
<p>■次世代の農業経営についての方策 農業の将来を力強く担い、発展させるために、農商工連携による新たな加工品や新商品の開発など6次産業化等による「儲かる農業」への取組を検討し、新たな可能性を探ります。また、地球温暖化等の影響を考慮した環境面に配慮した農業の推進を図ります。 また、地球温暖化等の影響を考慮した環境面に配慮した農業の推進を図ります。</p>	○「儲かる農業」への取組推進 ○環境保全型農業の推進
<p>■農業の魅力を子どもたちへ継承 特産物の持つ魅力や歴史的背景などについて、茶摘み体験を始めとする学びの機会を通して、次世代を担う子どもたちへ継承します。</p>	○さしま茶ふれあい学習の実施

方針2 圏央道の交通利便性をいかした産業活性化 (工業、商業・サービス業、消費者の保護・育成、雇用・労働)

■現況と課題

本市では、既存の2か所の工業団地に加え、近年新たに整備した坂東インター工業団地を中心に企業の立地が進んでいます。さらには、令和4年に、茨城県施行による工業団地「フロンティアパーク坂東」が事業決定し、整備が進んでいます。

令和7年10月時点で「沓掛工業団地」には5社、「つくばハイテクパークいわい」には17社、「坂東インター工業団地」には17社が立地しており、フロンティアパーク坂東では2社がすでに事業決定しており、本市の雇用機会の拡大と財政基盤の強化に効果を上げています。

圏央道4車線化については、令和8年度の完了が予定されており、この整備効果を、本市の工業・商業・サービス業の発展に繋げていく必要があります。特に、圏央道坂東IC周辺においては、積極的に産業系の土地利用を誘導し、産業活性化に活用することが重要です。

企業誘致については、更なる企業の立地需要に応え、雇用機会の拡大と財政基盤の強化を図るため、積極的に推進することが重要となっています。特に、地域の特性をいかし、周辺産業との連携強化による積極的な企業誘致を進めるとともに、新たな地域産業の創出に向け、事業者に対する支援体制の整備を進めていく必要があります。

同時に、商工会やハローワークなどとの連携により、地域の安定した雇用を創出していく必要があります。

また、誰もが安心して消費生活を送ることができるよう、関係機関と連携しつつ、消費者の保護を進めるとともに、必要な情報提供等を行います。

■重点施策の展開方向（素案）

4-2-1 工業団地への早期の企業誘致	重点事業
<p>■工業団地の整備促進 都心に近い地理的優位性や圏央道の4車線化等による利便性を有効に活用し、茨城県が施行する工業団地「フロンティアパーク坂東」や神大実地区計画区域等への産業集積を推進します。</p>	○山地区工業団地整備事業(フロンティアパーク坂東(県施行)) ○神大実地区計画の推進
<p>■企業の誘致促進 本市の魅力や企業立地に係る様々な支援制度を多くの企業に対しPRし、企業誘致の推進と積極的な設備投資を促進することで、市内雇用の拡大と財政基盤の強化を図ります。</p>	○企業立地推進事業 ○工業誘致奨励金事業
4-2-2 企業の活性化の推進	重点事業
<p>■新規起業への支援 新たな起業を支援し、地域の活性化を推進するとともに、商店街等の空き店舗等の有益な利活用について検討を進めます。</p>	○創業支援事業 ○空き店舗等の利活用の検討
4-2-3 安心できる消費者情報の確保	重点事業
<p>■消費者生活の安心の確保 市民の消費生活全般の相談を受け付け、詐欺等による犯罪行為への啓発や注意喚起を促すことで、生活に係る安心を確保します。</p>	○消費生活センター事業

方針3 新たなひとの流れをつくる観光と交流 (観光・交流)

■現況と課題

市内には、平将門公ゆかりの史跡や逆井城跡公園などの歴史的資源や、コハクチョウが飛来する菅生沼などの豊かな自然資源があります。

菅生沼に隣接して整備されているミュージアムパーク茨城県自然博物館へは、市内だけでなく、市外から多くの人が訪れ、市の主要な観光資源となっています。

市内への観光客は年間70万人前後で推移していましたが、新型コロナウィルス感染症の落ち込みもあり、令和6年は60万人となっています。

今後は市固有の既存資源を守り、活用するとともに、新たな魅力を発見・発信することで本市の交流人口を増やし、賑わいの創出に向けた効果的な取組が求められます。

市内には市民音楽ホールと図書館を併設した総合文化ホール「ベルフォーレ」や、資料館や図書館等を併設した「坂東郷土館ミューズ」などが存在し、文化・芸術活動の拠点となっています。

市内では、「坂東市将門まつり」、「坂東市逆井城まつり」などの様々なイベントを開催しています。

中心市街地では、昔の酒蔵をリノベーションした観光交流センター「秀緑」や、ばんどう応援市及び各商店街のイベント事業などにより集客力の向上に取り組んでいます。今後も商工関係団体等と協働して盛り上げていくことが必要です。

これらの既存資源、文化施設等については、将来的な財政予測や人口減少社会を見据え、より効果的・効率的な利活用や施設運営を進めていく必要があります。

圏央道4車線化が現在進行中で、本市へのアクセス向上が見込まれる中、より多くの人に本市を訪れてもらい、本市の魅力をより多くの人に知ってもらうためには、戦略的プロモーションやPR活動を展開していくとともに、観光客受け入れ態勢の充実を図る必要があります。

特に、圏央道坂東IC周辺においては、坂東パーキングエリアに併設する坂東PAハイウェイ・オアシス等の整備を進めており、これにより交流人口の増加を図るとともに、地域資源を最大限活用し、積極的に地域情報を発信していく必要があります。

■重点施策の展開方向（素案）

4-3-1 坂東PAハイウェイオアシスを活かした活性化の推進	重点事業
<p>■計画的な観光まちづくりの推進</p> <p>坂東PAハイウェイ・オアシスについて、民間企業の企画・経営能力を活用した官民連携事業の導入等、効果的な事業手法により、知名度の向上や交流人口の増加を図るとともに、再訪したくなるような魅力ある施設の整備、運営を図ります。</p>	○ハイウェイ・オアシスを活かした活性化の推進
<p>4-3-2 地域資源等をいかした観光まちづくりの推進</p> <p>■観光誘客の推進と受け入れ態勢の充実</p> <p>平将門公関連史跡、逆井城跡公園等の観光資源や、菅生沼を中心とする豊かな緑や水辺に恵まれた本市の自然環境をいかすとともに、市民との協働により観光誘客の推進に取り組みます。</p>	重点事業 ○坂東市観光PR事業 ○観光客受入環境の整備 ○坂東市ボランティアふるさとガイドの会の育成・支援 ○体験型ふるさと応援への取組(ふるさと納税事業) ○坂東市観光協会事業
<p>■既存資源の利活用推進</p> <p>近隣市町との連携により、交流人口の増加を目指すとともに、本市の魅力ある既存資源を活用した観光モデルの開発を進めます。</p>	○観光モデルコースの開発 ○観光交流施設の利活用 ○産業経済交流施設運営事業
<p>■中心市街地の活性化</p> <p>各種イベント等の実施による中心市街地のにぎわいの創出を目指すとともに、市民との協働により魅力ある中心市街地を維持します。</p>	○商店街活性化支援事業 ○集客イベント事業